

平成 2 9 年

第 4 回西原村定例会会議録

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日

平成 2 9 年 1 2 月 1 5 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

## 平成 2 9 年 第 4 回 定 例 会 会 期 日 程 表

月 日	曜	区 分	日 程	備 考
1 2 月 1 2 日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・会期決定</li> <li>・諸般の報告</li> <li>・村長提案理由説明</li> <li>・陳情書審議</li> <li>・休会の件について</li> <li>・常任委員会</li> </ul>	
1 2 月 1 3 日	水	休 会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常任委員会</li> </ul>	
1 2 月 1 4 日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問（3名）</li> <li>・議案審議 （承認第7号～第8号、 議案第44号～第50号）</li> </ul>	
1 2 月 1 5 日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案審議 （議案第51号～第55号）</li> <li>・発議第6号</li> <li>・組合議会等報告</li> <li>・委員会の閉会中の継続調査申出 について</li> </ul>	

# 提出議案等

(平成29年12月12日提出)

(村長提出議案)

- 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について「(専第7号)平成29年度西原村一般会計補正予算(第3号)について」
- 承認第 8号 専決処分の報告及び承認について「(専第8号)平成29年度西原村一般会計補正予算(第4号)について」
- 議案第44号 西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第46号 西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第47号 西原村平成28年熊本地震復興基金条例の制定について
- 議案第48号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 議案第49号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第50号 工事請負変更契約の締結について
- 議案第51号 平成29年度西原村一般会計補正予算(第5号)について
- 議案第52号 平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)について
- 議案第53号 平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 議案第54号 平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議案第55号 平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について

（平成29年12月14日提出）

（一般質問）

1番 堀田直孝君 2番 村上高志君 3番 坂本隆文君

（平成29年12月15日提出）

（議員提出議案）

発議第6号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について

## 目 次

### 第1号（12月12日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（承認第7号～第8号、 議案第44号～第55号）	6
日程第 5 陳情書審議	11
日程第 6 休会の件について	16
散 会	16

### 第2号（12月14日）

議事日程第2号	17
応招議員氏名	18
出席議員氏名	19
事務局職員出席者	19
説明のため出席した者の職氏名	20
開 議	21
日程第 1 一般質問	21
（堀田直孝）	21
・公共交通について	
・村職員の人事評価について	
（村上高志）	30
・村道の維持清掃について	
・有害鳥獣対策について	
（坂本隆文）	35
・にしはら保育園保育士について	
・西原村役場職員について	
・地域おこし協力隊について	
日程第 2 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について 「（専第7号）平成29年度西原村	

		一般会計補正予算（第3号）について」	4 2
日程第 3	承認第 8号	専決処分の報告及び承認について 「（専第8号）平成29年度西原村 一般会計補正予算（第4号）について」	5 1
日程第 4	議案第44号	西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 2
日程第 5	議案第45号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 3
日程第 6	議案第46号	西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 4
日程第 7	議案第47号	西原村平成28年熊本地震復興基金条例の制定について	6 0
日程第 8	議案第48号	阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	6 3
日程第 9	議案第49号	工事請負変更契約の締結について	6 5
日程第10	議案第50号	工事請負変更契約の締結について	6 6
散 会			6 7

### 第3号（12月15日）

議事日程第3号			6 9
応招議員氏名			7 0
出席議員氏名			7 1
事務局職員出席者			7 1
説明のため出席した者の職氏名			7 2
開 議			7 3
日程第 1	議案第51号	平成29年度西原村一般会計補正予算（第5号）について	7 3
日程第 2	議案第52号	平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について	9 7
日程第 3	議案第53号	平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について	1 0 0
日程第 4	議案第54号	平成29年度西原村中央簡易水道事	

		業特別会計補正予算（第2号）につ いて ……………	101
日程第 5	議案第55号	平成29年度西原村工業用水道事業 会計補正予算（第1号）について ……	102
日程第 6	発議第 6号	道路事業予算の総額確保等に関する 意見書の提出について ……………	103
日程第 7		組合議会等報告について ……………	105
日程第 8		委員会の閉会中の継続調査申出について ……	108
閉 会		……………	108
署 名		……………	109

第 1 号 (1 2月 1 2日)

## 平成29年第4回西原村議会定例会会議録

平成29年12月12日、平成29年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成29年12月12日（火曜日） 議事日程第1号

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 村長提案理由説明（承認第7号～第8号、議案第44号～第55号）
- 日程第 5 陳情書審議
- 日程第 6 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君

○議長（宮田勝則君）改めまして、おはようございます。

本日は全員出席であります。

第4回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、平成29年第4回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番議員、林田直行君、9番議員、桂悦朗君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、12月4日に行われました議会運営委員会で本日12日より15日までの4日間と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、よって会期は、本日12日より15日までの4日間と決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告として、議長から、会議規則第129条ただし書きの規定により、議員の派遣について報告します。

10月4日に熊本県町村議会議員研修会が美里町文化交流センターひびきで開催され、熊本県立大学理事長、五百旗頭真氏による「熊本地震からの復旧・復興に向けての課題」と、熊本県危機管理防災企画監、有浦隆氏による「町村防災とは？熊本地震の教訓とともに」と題して講演が行われました。西原村の事例報告もあり、いま一度、防災について考えさせられた1日でありました。

また10月12日は、阿蘇市町村議会議員研修会が高森町の休暇村南阿蘇で開催され、公益財団法人大阪観光局理事長、溝畑宏氏による「日本を元気に！地域活性化なくして日本の再生なし！」と題して講演を受けました。

10月13日は、阿蘇くまもと空港周辺四カ町村議会議員研修会を本村の担当で阿蘇熊本空港ホテルエミナースにて開催しました。熊本県企画振興部交通政策・情報局長、藤井一恵氏より「阿蘇くまもと空港の創造的復興について」、また熊本空港ビルディング株式会社代表取締役社長、村田信一氏より「熊本空港に係るコンセッション事業の現状と課題」と題して講演を受けました。その後、6班に分かれワークショップを行い、各班から未来の阿蘇くまもと空港について、思い思いの夢が語られました。

10月26日から27日には、阿蘇市町村正副議長研修で鹿児島市に行き、鹿児島市道路維持課より、桜島火山対策について、鹿児島市の事例や取り組みを参考に阿蘇の降灰対策に向けての説明を受けてきました。

また、11月16日から17日にかけて、熊本県町村議会広報クリニック及び大刀洗町議会へ広報委員研修に行き、広報紙の表記の仕方など大変参考になったということでした。今後の議会広報紙を期待しております。

以上、議長からの諸般の報告を終わります。

ほかに諸般の報告として、何かございませんか。

(「なし」の声)

○議長(宮田勝則君) ないようでしたら、これで諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

(村長 日置和彦君 登壇 説明)

○村長(日置和彦君) おはようございます。

平成29年第4回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、全員のご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

1年過ぎるのも早いもので、ことしも残すところをあと20日となりました。議員各位におかれましても、慌ただしい師走の中、多方面でご活躍のことと推察申し上げます。

平成29年も熊本地震からの復旧・復興に向け、全力で取り組んでまいりました。足りないのは人と金のとおり、人材と財源の確保に苦慮しながらも1年を終わろうとしております。

人材の確保につきましては、災害復旧の加速化対応、集落再生の座談会や県と復興への協議等で事務量の増大や現場対応等で職員の負担ははかり知れないものでありました。そのような中、職員の異動を含めたやりくりと効率的な職務の遂行に努めてまいりました。しかし、慢性的な職員不足は否めず、今後も派遣職員、任期付職員、臨時職員とあわせ、来年度は新規職員を若干名ふやして採用できたらと考えております。

財源につきましても、益城町、南阿蘇村と連携して、国・県に要望活動を実施してきましたが、いまだ財源確保には至っておりません。年内には国の補正予算の方針が示されるものと思います。ぜひとも計上されることを願っているところであります。

災害復旧工事につきましては、災害査定を受けた公共土木、農業土木とも年内に全ての発注を終える予定であります。しかし、数件の工事につきましては、繰り越しあるいは事故繰り越しも予想されます。できる限り早急な竣工完成を望むところであります。

災害公営住宅につきましては、測量、設計に着手しており、1月には着工できるよう進めております。当面、申し込みを受け付けております山西地区

団地45戸、河原地区団地12戸の合計57戸を建設し、来年8月入居を目指しております。

集落再生の宅地復旧は、地域崖崩れ対策事業と大規模盛土造成地滑動崩壊防止事業につきましては、発注する段階になっておりますが、小規模住宅地域事業と都市防災推進事業につきましては、先ほど申しましたとおり補正予算がつけば、実施測量、詳細設計、用地交渉を経て工事着手予定としております。宅地復旧事業を完成させないと住家、倉庫等の建設が着手できませんので一日も早く事業の推進を図りたいと考えております。概算ではありますが総事業費89億円と膨大な事業費が見込まれます。財源の確保が絶対要件になります。今後も根気強く丁寧に説明し、予算確保に努めてまいりたいと強く思っているところであります。一日も早くもとの生活ができるよう被災者の立場に寄り添い、復旧・復興に向け最大限の努力をし、集落再生ができるよう、そしてもとの宅地で住家の再建ができますよう期待に応えられるよう努めてまいります。

今回の定例会で一般会計の補正予算を提案させていただいておりますが、歳入歳出それぞれ7億3,225万円で、歳入歳出の予算の総額が132億2,821万円となっております。

歳入の主なものは県補助金の熊本地震復興基金4億3,500万円で、歳出の主なものは復興基金交付金等を基金積立金に5億9,743万円を積み増すものであります。予算総額も膨大であります。大部分が復旧・復興にかかわる予算であります。執行部一同できる限り無駄を省き、経費削減を強く求め、予算執行に努めてまいりたいと考えています。

今後とも議員各位におかれましては、さらなるご指導とご助言、そしてご協力を賜りますようお願いいたします。

震災復興には多くの財源を必要としますが、できる限り実質的な負担を少なくして、次の世代への負担軽減を願っております。そのためにも、今だからこそ議会、執行部、そして村民一丸となってこの難局に立ち向かってまいり所存であります。今後ともよろしくようお願い申し上げ、提案理由の説明をさせていただきます。

それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第7号、専決処分報告及び承認について「(専第7号)平成29年度西原村一般会計補正予算(第3号)について」。

この補正予算は、衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙が10月10日公示、10月22日投開票の日程で執行されることとなったため等により、予算補正が急遽必要になることから、議会の議決に付すべき事件について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法の規定により、9月28日付で専決処分をさせていただきました。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470万円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億7,096万4,000円とするものでございます。

主なものについて申し上げますと、歳入では衆議院議員総選挙事務委託金470万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、総務費の衆議院議員選挙費569万3,000円等の増額補正等でございます。

なお、債務負担行為の補正として、にしはら保育園のLED照明機器のリース料をお願いしております。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

承認第8号、専決処分の報告及び承認について「(専第8号)平成29年度西原村一般会計補正予算(第4号)について」。

この補正予算は、熊本県補正予算及び平成28年熊本地震復興基金事業において住まいの再建支援事業が新たに予算化及びメニュー化され、市町村助成事業となる民間賃貸住宅入居支援事業及び転居費用助成事業については、被災世帯における住まいの再建支援策として早急な申請受け付け及び助成を行うため予算補正が急遽必要であることから、議会の議決に付すべき事件について、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法の規定により11月6日付で専決処分をさせていただきました。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億9,596万4,000円とするものでございます。

主なものについて申し上げますと、歳入では、県支出金の熊本地震復興基金交付金2,500万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、民生費の被災者転居費用助成金等2,500万円の増額補正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第44号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

児童福祉法の一部改正の施行に伴い、関係条例の規定を改正する必要があります。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第45号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の施行に伴い、関係条例の規定を改正する必要があります。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第46号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

熊本県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改定を行う必要があります。詳細につきましては、総務課長

よりご説明いたします。

議案第47号、西原村平成28年熊本地震復興基金条例の制定についてご説明いたします。

これは、熊本県平成28年熊本地震復興基金において、被災市町村が地域の実情を踏まえて自主的に判断し活用できる枠として、創意工夫分の配分が行われることに伴い、この目的達成のための事業に要する経費の財源に充てる基金を設置するためのものがございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第48号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてご説明申し上げます。

阿蘇広域行政事務組合第3条に規定する共同処理する事務のうち一部事務が廃止されたことに伴う規約の一部変更でございます。一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするとき、地方自治法の規定により議会の議決を経る必要がございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第49号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

平成29年6月の第2回定例会におきまして変更契約の議決をいただきました田中高遊線道路災害復旧工事につきまして、再度、契約変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものがございます。詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第50号、工事請負変更契約の締結についてご説明いたします。

平成29年6月の第2回定例会におきまして契約締結の議決をいただきました星田北平線道路災害復旧工事につきまして、契約変更が必要となりましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものがございます。詳細につきましては、建設課長よりご説明申し上げます。

議案第51号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

今回の補正は、主に熊本地震に対応するため、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,225万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億2,821万7,000円と定めるものがございます。

また地方債の補正として、歳入欠かん債350万円分を追加し、公共事業等債を廃止し、宅地耐震化推進事業債等の限度額計10億1,520万円を計11億4,470万円に変更するものがございます。

主な内容を申し上げますと、歳入では、道路事業分の社会資本整備総合交付金の土木費国庫補助金3,780万円の減額補正、公営住宅災害復旧費補助金の災害復旧費国庫補助金6,212万4,000円の増額補正。創意工夫分の熊本地震

復興基金交付金等の総務費県補助金 4 億5,221万2,000円の増額補正。災害復興復旧寄付金9,303万7,000円等、寄付金 1 億1,243万4,000円の増額補正。道路新設改良事業の公共事業等債2,260万円の減額、宅地耐震化推進事業のがけ崩れ対策事業 1 億1,000万円の増額等災害復旧事業債 1 億2,950万円の増額等、村債 1 億1,040万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、西原村平成28年熊本地震復興基金積立金 4 億3,500万円、災害復興基金積立金 1 億1,243万5,000円、財政調整基金積立金5,000万円の増額補正。平成28年度災害救助費県負担金返還金4,816万円等、熊本地震災害救助費等の増額補正。道路新設改良工事費6,700万円の減額補正。公営住宅災害復旧費の河原団地災害復旧新築工事請負費7,557万6,000円等の増額補正でございます。詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第52号、平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 3 万円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、国庫支出金37万8,000円の増額補正でございます。

歳出におきましては、総務費28万2,000円の増額補正、地域事業費 5 万4,000円、予備費 4 万2,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明申し上げます。

議案第53号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,226万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億7,351万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金1,226万1,000円の増額補正でございます。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金1,226万2,000円の増額補正でございます。詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第54号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

今回の補正につきましては、熊本県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改定を行うものでございます。詳細につきましては、建設課長よりご説明申し上げます。

議案第55号、平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）に

ついてご説明いたします。

今回の補正につきましては、熊本県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改定を行うものでございます。詳細につきましては、建設課長よりご説明申し上げます。

以上、今期定例会に提案いたしました承認2件、議案12件、合計14件でございます。議員各位におかれましては慎重審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（宮田勝則君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、陳情書審議についてを議題とします。

本日までに受理した陳情書等はお手元に配りました陳情書等文書表のとおりです。

お諮りします。陳情書等受理番号12番については、会議規則第95条及び第92条第2項の規定により、委員会付託を省略して、本議会で審議したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、委員会付託は省略して、本議会で審議することに決定しました。

陳情書等受理番号12番、受理年月日、平成29年10月30日。陳情者名、下小森区長、藤本健二。陳情の要旨、下小森集落の復旧・復興に向けた集落再生に関する要望。

要望書の朗読を事務局より行います。

○議会事務局長（坂園まゆみ君）平成29年10月30日。西原村議会議長、宮田勝則様。

要望書。

件名。下小森集落の復旧・復興に向けた集落再生に関する要望。

申請地。西原村大字小森下小森集落。

要旨。西原村当局並びに村議会におかれましては、日頃より村発展のため、また、平成28年熊本地震から昼夜を問わず復旧・復興に向けて、日々ご尽力されていることに対し、心から感謝申し上げます。

さて、当集落におきましては、地震発生以降、甚大な被害を受けた集落の再生にむけて、集落に残る住民、集落を離れる住民全てが集まる会合を十数回に渡り開催してまいりました。集落再生に向けた議論では、村当局、村議会、ボランティア団体等からもご協力いただき厚く御礼申し上げます。

その結果として、当集落を次の世代に引き継いでいくための集落再生計画を取りまとめることができました。集落再生計画に掲載させていただいた住民一人一人の生活再建の拠点となる宅地や住家の再建、コミュニティの拠点となる公民館などの集落施設や道路改良などの住環境整備は今後の集落の再

生や維持するうえで必要不可欠であると考えております。

これらを実現していくためには引き続き西原村からの全面的なご支援が不可欠だと考えております。つきましては、村当局におかれましても地震関連事業で財政状況が大変厳しい折とは存じますが、当集落の実情をご賢察いただき、一日も早い集落再生を実現できるよう、本集落再生計画の実現に向けた事業の推進をお願い申し上げます。

下小森区長、藤本健二。

以上です。

○議長（宮田勝則君）ただいま事務局より朗読が終わりました。執行部の方々に何か質疑はございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

ただいま要望書を読み上げられました。ほかの地区にも同様なことで要望書が出ておりましたが、これは下小森地区は新しい土地に今度住宅を求めるといってございまして、前の宅地といいますか、前の住居あたりの整備あたりはどのようなふうに検討されているのかお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）おはようございます。

ただいまご質問ありました件でございますけれども、下小森地区につきましては、現在解いてありますけれども、公民館跡地の北側のほうに用地を確保するところでございます。そちらのほうに自宅再建が不可能な方々を集約して、そちらのほうに整理していくというような状況でございます。

用地については農地でございまして、現在、農業委員会あたりとも相談しながら、そちらのほうに建設をするならというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）復興課長、質疑の内容と答弁の内容がかみ合っていないけれども、もとの土地を今後どうしていくかという話。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）もとの土地は、先ほども言いましたように自宅の再建がちょっと厳しいようなところは、もとのところは、そのまま荒廃じゃございませんけれども、管理上の中ではそのまま残していくような状態になろうかと。宅地ではございませんけれども、納屋あたりは建設を計画されている方もいらっしゃいます。もとの宅地については、新たに先ほど言いました公民館の前の広場というか、そちらのほうに移転という形で計画しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）林田です。

大体要望書の内容と趣旨としては理解ができますが、さっき言いましたように納屋あたりがあるならば、あの辺、大体予想がつきますが、通常から道

路あたりが狭いです。復旧あたりでされても今後の活用として、営農といえますか、そういうされます方も大分おられますので、そういう整備あたりも検討されるよう要望いたします。以上です。

○議長（宮田勝則君）答弁求めますか。

○8番議員（林田直行君）できれば。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）集落再生ということを事業の念頭に入れながら、既存の集落にやっぱり納屋あたりがあります。残りましてところの宅地について今言われましたように道路あたりが狭いということだったり、そういったやつにつきましては、住居あたりがまだ周りにも残りますので、その辺を鑑みながら、できるだけ使いやすいような道路整備はできるだけしていきたいというふうには思っております。何分、宅地再生が基本となりますので、何も無いところについては、なかなか整備は厳しいかと思えますけれども、納屋あたり、農業の発展のためにはできるだけそういったところも活用させながら、整備をできるだけしていきたいなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）議員がおっしゃるのは十分理解いたします。ただ、そこに住家が建っておるとところの道路の拡張はなかなか厳しいんじゃないかなど。何も無いならやってもよろしゅうございますけれども、しかもそれは都市防災という事業でやりますので、4割は村が負担と。それも交付税措置なしと、今の状況では。だから、どこまでいってしていいのか、村の財政を圧迫はかなりしてくるだろうというふうに思います。後で交付税が返ってくる起債であればよろしゅうございますけれども、一銭も返ってこない、今の状況では。だから、提案理由の中にも申し上げましたが、今国のほうにそれをどうにかしてくれないかということは申し上げておりますけれども、してやりたいのはやまやまでございますけれども、なかなか厳しいところがあると。先ほど言いましたように家がある、それはなかなか難しかろう。家がないところを広げるのを都市防災という事業でやりますけれども、それも、なかなか今財源的に厳しいんじゃないかなど。宅地は家を建てれば擁壁はできますけれども、家を建てないなら擁壁もできませんけれども、家を建てるのであれば宅地の擁壁は可能でありますので、そちらは小規模住宅改良事業、そちらのほうでやるということでもありますので、事業名が幾つもございます。4つぐらいありますので、どれが一番いいのか。本来ならば、大規模盛土造成地滑動崩落防止事業、そちらのほう補助率がかなり高うございますので、そちらのほうにできるだけ持って行ってするならばとしておりますけれども、何しろ高さの制限とかもございまして、擁壁関係は3m以上、3m以下ということでございますので、どこまでどうしているのか、

財源と照らし合わせながら進めていかなくちやならないというふうに思います。今ここで、じゃしますという答えはできないということでございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

今、下小森の件で、私も下小森地区の集落に行ってみせてもらったんですが、前のところに残られる方がおられるわけですね。その横に狭い道路があって、それが私道で今まで住んでおられた方が、その方々はもう移転されたわけです。そしたら、その道路がかなり崩落しているということで、一番心配されていたのは、そこに何も出なければ自分たちがお金を出してそこを修理しなくちゃならないのかなというふうに変心配されているわけです。そこは隣の方にはかなり迷惑かけているけれども、そういう面について何らかの形でしないと、その人たちが数軒でその崩落したところを全部しなくちゃならないんだったら大変だなというふうに思いますけれども、そこらあたりで何かいい案があるとか、そういう面を国に、県に言って、こういうところに対しては何らかの処置をしてもらいたいと、支援をしてもらいたいというふうにはできるんでしょうか。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）今のご質問ですが、一応私道あたりにつきましては、基金関係で事業がっております。今、集落再生の中で多分復興課のほうで図面を書いておりますので、その辺で調整をしまして、できるだけ拾い上げられる部分については拾い上げたいと思っておりますが、先ほども村長が言われましたように、事業に乗った場合に村の持ち出しというのが厳しくなった場合がちょっと懸念されますので、その辺は復興課と建設課のほうで調整をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）今、答弁がありましたように大変厳しいとは思いますが、ところが、そこに今までおられた方々は今から家を建てられるということでもっとも厳しくなる状況でもございます。村の財政も今の状況は大変厳しいんですが、そういう人たちもおられるので、きちんとしたことをもう一回相談されて、こういうところまでしかできませんよというふうな意思で言ってもらえれば、その人たちも安心できるのではないのかなというふうに思います。

1点はこれで終わりますが、次に、今度新しく求めておられる敷地のところに4戸ほどこちらに災害公営住宅というふうに書いてありますけれども、これは災害公営住宅としては多分建てられないというふうに思いますけれども、このようにつくってもらいたいという、私はこれは賛成だと思うんです。

要するに自分たちが地域に残りたい人はかなりおられると思うんですが、今回こういうふうにして出されています。これはどういうふうな扱いにされる考えなのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）図面の中では4戸の部分が確かに載っていたというふうにはありますけれども、我々が今推進しているのは、ご存じだろうと思いますけれども、リバースモーゲージですか、そちらのほうを選択していただくような形で、高齢者の方々をできるだけ地域内に残りたいという要望の方、ましてや、あのくらいの失礼な言い方ですけれども、平米的にかなり大きいわけじゃなくて、本当に一戸建てのやっとなところまでございまして、今銀行さんとも相談しながら評価の価格もございまして、本人さんたちの意思もございまして、一応要旨としてはその辺のところでは何人かが希望されていらっしゃると思いますので、そういった制度を活用させていただきながら推進しているところではございまして、復興住宅とはまた別の意味合いであそこを活用させていただくならというふうには思っています。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）そういうふうには活用してもらって、地域が要するに人が出るんじゃないかと人がふえるような、やっぱりそういうふうな工夫もしていかなきゃならない。その方々が次に今度は出られたときに、じゃ今度はまたほかの人を入れてもらう。そういうのが今から先やっとなかると、今から先は人口が減っていくわけですから、その中で少しでも西原村に人が来てもらえるような工夫も今後はやっとなかると、それも復興の一つだろうというふうには思っております。今後もそういうことを考えながらやっとなかるといふふうに思っています。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。（「今の件でちょっと」の声あり）

村長。

○村長（日置和彦君）今、復興推進課長が申しました横文字でありますのでなかなか覚えられませんけれども、リバースなるとかというのは、ただ金利を払っていただけと。最終的には亡くなられたときには銀行にお返しすると、跡取りがないときは。跡取りがいればそれを跡取りが買うと。次の人が入るときは次の人が買うということでありますので、それを譲るといふことはできませんので、そういった制度でありますので、そちらのほうが多分1万5,000円とか2万円ぐらいの金利をずっと返していけばいいというふうな話でありますので、その方法も一つのやり方じゃなかろうかなと。だから、それは村がするんじゃないかと個人的に銀行と話をしながらやっとなかるといふ事業でありますので、その方法も80歳超した方々には得じゃなかろうかな

というふうに思っております。

災害公営住宅はそれよりも家賃が少し高うございますので、そういった方法も年配の方々にはいいんじゃないかなろうかなと。もし、息子が帰ってくるときは息子が残りを払っていくという形になりますので、それはいいんじゃないかなというふうに、そちらのほうも推進していければというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君） よございますか。ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立により採決します。

陳情書等受理番号12番、下小森集落の復旧・復興に向けた集落再生に関する要望を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君） 全員起立であります。

よって、陳情書等受理番号12番は採択されたものと決定しました。

日程第6、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日13日の本議会を休会にしたいと思ますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 異議なしと認め、明日13日の本議会を休会することに決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 異議なしと認め、次の会議は14日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午前10時50分 散会

第 2 号 (1 2 月 1 4 日)

## 平成29年第4回西原村議会定例会会議録

平成29年12月14日、平成29年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成29年12月14日（木曜日） 議事日程第2号

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第 7号 専決処分の報告及び承認について「（専第7号）平成29年度西原村一般会計補正予算（第3号）について」
- 日程第 3 承認第 8号 専決処分の報告及び承認について「（専第8号）平成29年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」
- 日程第 4 議案第44号 西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第45号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第46号 西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第47号 西原村平成28年熊本地震復興基金条例の制定について
- 日程第 8 議案第48号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第 9 議案第49号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第10 議案第50号 工事請負変更契約の締結について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、12月4日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間はおのおの50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受理番号1番、1番議員、堀田直孝君、件数2件、発言を許します。

（1番議員 堀田直孝君 登壇 質問）

○1番議員（堀田直孝君）1番議員、堀田です。

それでは、平成29年第4回西原村議会定例会一般質問通告書により質問をいたしたいと思っております。よろしく申し上げます。

第1番目の質問、村の公共交通についてであります。

本村の弱いところである公共交通について、現在、高齢者には福祉タクシー券の交付を実施され、高齢者にとっては、病院への通院、近隣町村への買い物、また、現在問題になっております高齢者の免許証の返上等に寄与されているものと思っておりますが、現在、交付実績及び使用状況並びにそれに対し費用対効果はどのくらいあるのか、お伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えさせていただきます。

まず、質問事項、公共交通についてということで、本村の弱いところである公共交通について、現在、高齢者については、福祉タクシーの券を交付しているが、児童生徒を含む全般、特に、仮設住宅及び今後の災害公営住宅住居者の利便性として、交通手段の対策はあるのかという質問の要旨でございます。お答えをさせていただきます。

現在、西原村におきましては、交通弱者対策として、平成22年度より、重度の障害をお持ちの方や、75歳以上の高齢者の方で、自分で自家用車を運転されない方を対象に、福祉タクシー料金助成事業で助成を行っております。

1人当たり60枚を限度に発行しており、平成29年度においては、10月末現在で374名の方が申請され、259名の方が、5,323枚、金額にしまして261万1,500円利用されております。平成28年度においては、349名の方が申請され、7,206枚、360万3,000円利用されております。ここ数年は同様な利用状況で推

移をしており、利用者の方々からは喜ばれているのではないかと思います。

今後も継続して広報に努めていきたいというふうに思っております。

また、9月議会におきまして、中西議員より質問がございました。新設する災害公営住宅の住居者、特に交通弱者対策として、日ごろの交通の便に対してどのような対策を考えているかに対して、災害公営住宅に居住されている方についても、新たな取り組みは行わず、重度の障害のある方や高齢者の方々には、福祉タクシー料金助成事業について周知を図り、利用を進めたいとお答えしたところでございます。

確かに、西原村では唯一の公共交通機関であるバスの運行については、1時間に1本もないような状況でございます。自家用車がないと、どこへ行くにも不便な状況であります。そこで、地域住民の方の交通の利便性向上と河原小学校校区外通学で山西から通学している子どもたちの通学手段等の目的として、後で質問があるかもしれませんが、コミュニティバス等や乗り合いタクシーの導入をしてはどうかと、そういうことも考えられます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）答弁ありがとうございます。

この福祉タクシーについては、高齢者に対し効果があるものと理解します。

村全体を考えた場合、児童生徒を含む全般、特に仮設住宅居住者の利便性を考える中、交通手段として、コミュニティバス、先ほど言われましたが、この導入はどうかということが私の本来の趣旨でございました。

前回の定例会で今、村長がおっしゃられたとおり、中西議員が交通弱者対策についてと、同じような質問をされましたが、そのときは、今の答弁のとおり、復興住宅に特化した新たな事業の展開は難しいと回答をいただいております。

そしてまた、今回、同じような質問をさせていただいた経緯としましては、現在、去年の地震により、仮設住宅にお住まいの方が、定期的に地元に戻って畑や家庭菜園の手入れをしたいが、福祉タクシー券も数の制限があり頻繁に戻れない。また、復興住宅に入居しても地元に戻って田畑の管理また地元で開催されるサロン等の公民館活動には参加したい。要は、元の地域とのつながり、生きがいを失いたくないというような気持ちのあらわれと思います。

できればコミュニティバスでもあればいいのにとのよう声を何人からもご意見をいただいております。

確かに山間部は高齢化率が進み、このままでは田畑等の不作付地がふえると、当然ながらイノシシを初めとする有害鳥獣がふえる懸念があります。また、これをふやさないがためには、人間がいることの形跡をつくることも大事なことと思います。

また、現在、河原校区活性化対策特別委員会において、河原小学校部会を

立ち上げ、河原小学校複式学級解消問題を検討する中で、保護者の中からは、校区外からの生徒への助成も必要だが、要は、登下校に親の送迎が大変な負担となり、いま一つ河原小学校への転校に踏み切れない。できれば、送迎のバスでもあって、親の送迎の負担がなければいいのだがという意見も出ております。そういう中、今回の質問となりました。

今回の質問をするに当たり、自分なりにコミュニティバスはどういうものか再度調べてみたところ、政府のコミュニティバスの導入に関するガイドラインでは、地域住民にとって便利で効率的な地域交通ネットワークの構築に寄与することを目的とする。

定義としては、交通空白地域・不便地域の解消等を図るため、市町村が主体的に計画し、運行する。

運行のやり方としては、一般的に、一般乗り合い旅客、自動車運送事業者に委託して運送を行う乗り合いバスと、もう一つは、市町村みずからが自家用有償旅客運送者の登録を受けて行う市町村運営有償運送の2つの方法があり、コミュニティバスの導入に当たっては、路線定期運行を基本としつつ、当該地域の特性に応じたサービスを組み合わせることによって、全体としての整合性のとれたネットワークを構築することが重要である。

公的資金によって支えられるコミュニティバスは、路線、区域、運行時刻等において路線バスと整合性を図るよう十分留意し、路線や区域については、導入するコミュニティバスの地域交通ネットワークにおける役割分担を明確にした上、路線バスと実質的に競合しないよう十分検討することと提起してありました。

熊本県内では、現在、熊本市の熊本城周遊バス、合志市のレターバス、菊池市のきくちべんりカーなど、17市町村で20のコミュニティバスが運行されております。阿蘇郡内においても、高森町の高森町民バス、南阿蘇村のゆるっとバス、小国町、南小国町の2町で小国郷循環バスが運行されており、県下45市町村の中、17市町村、約4割弱の市町村が運営している状況でありました。

その中で、幾つかの町村に出向き、聞き取り調査を行ったところ、運行のやり方は、運行している市町村のほとんどが産交バスを初めとする民間バス事業者への委託でありました。特徴的な運営をされていたのが、山都町の山都ふれあいバス。このバスは、車両の緑ナンバーが主流の中、道路運送法に基づく市町村運営有償運送である自家用車、白ナンバーを使用しており、車両は町が購入し、運行はLLP、有限責任事業組合に委託し、また、特にスクールバスを一般活用し合法的に運営されておりました。

財源的には、民間委託の場合は、総事業費に対しまして、県より生活交通維持活性化交付金等の補助金が大体10分の1ほど、残りについては特別交付金で8割ほどの財源措置があるということでした。

現在、本村においては熊本地震の復旧・復興のさなか、新たな財源の確保は大変難しい問題ではありますが、全て一般財源で運用しております福祉タクシー事業を、補助金及び交付税措置のあるコミュニティバスに切り替え、運行方式を山都町方式で、委託は村内タクシー事業所に委託し、車両は、今回、補正予算にあります復興基金の創意工夫分で購入できないものかと考えます。もし、この事業が実現できれば、前段に述べました仮設住宅、災害公営住宅にお住まいの方を初めとする交通空白地域・不便地域の解消及び河原小学校の複式解消問題に大きく貢献できるものと思っておりますが、村長のコミュニティバス導入に対する考えはいかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）仮設住宅から自宅に帰って農作業をされる方とか、河原小学校の校区外から河原小学校に通う子どもたちのためにということでありましてけれども、仮設住宅から農家の方々が自宅に帰る方は、それなりに運転される方が多いんじゃないかなというふうにも思っております。

河原小、今のままでは複式ということも考えられますので、そういった対策も講じていかなければならないというふうにも思っております。

実は、周回バスということで、数年前に試行をいたしました。ただ、試行期間ではありましたが、利用する人がいなかったということで、福祉タクシーと。福祉タクシーはドアからドアへという感じで利用していただくということで、そちらのほうが利便性がいいということと、村の財政的なこともありますので、それではいかがなものかなということと、今の福祉タクシーを始めたところでもございます。この福祉タクシーは、よその町村でも余りやっておりませんが、うちではやっておるといってございませぬ。

議員が申されましたように、阿蘇郡内でも、コミュニティバスあるいは乗り合いタクシーを導入している町村もございまして、我々も、西原村も検討する時期に来ているんじゃないかなというふうにも思います。

その運行形態は先ほど言われましたように、南阿蘇村、高森町、小国町・南小国町と、そういったところは産交バスに委託して運行しておるといってございませぬ。

あとは、その産交バスに委託するにしても、村内のニーズがどの程度あるのか、あるいは、どのようなコースをどのように回るのか、どういった車種で運行するのか、いろんなことも検討しなくてはなりません。これらは全て、補助金があるとはいえども、全てが補助金ではないということで、村民の皆さんからの貴重な税金を導入するために、十分な調査検討をする必要があるというふうにも思っております。

すぐに導入に向けて進めることは今、困難な状況であるというふうにも思っております。

しかも、現在、村が震災からの復興中であるため、コミュニティバスの導入に新たな事業を早急に行うことも難しい状況でもございます。

そのためにも、西原村としては、現在行っている福祉タクシー料金事業制度を進めながら、今後、コミュニティバスあるいは乗り合いタクシーの導入についても検討をしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）前向きなご回答ありがとうございます。

やはり今、本当にこの地震の復旧・復興のさなかに、こういう新たな事業の転換は、非常に難しいものかと思えます。こういう質問をなぜしたかという、この地震がなかったら、多分、私も質問していなかったかと思えます。

ただし、やはり、地域のコミュニティを図る、やっぱり高齢者の生きがいを見出してあげる、そういうのも非常に大事かと思えますし、今、多分、一般会計予算で四、五百万円の予算が一般財源で賄われているということであれば、そこに5,000万円、6,000万円、多分、必要と思えます。でも、それが、補助金、交付金、我々、所得税を納めております。これは国に1回行きますけれども、これをやはり地方地方に返していただくというのも大事じゃなからうかと思えますし、運行に当たっても、完全に転換じゃなくて、試行期間というのが、先ほどあったように、前回、議員で復興さなかの山古志村に行ったときに、車両はハイエースクラスです、やはり田舎は。

今、産交が通っている、リエッセという車種ですけれども、あれまで通さずに、今、15人乗りぐらいのロングのマイクロバスがあります。その購入と、それをした中で、山古志村では、ボランティアに運行を委託していたと。そういうやり方、ユニークなやり方をしている自治体が、今回は私、熊本県内だけをちょっと調べてみましたが、全国を調べると、ユニークな運営のやり方をやっている。それも、法的に合法的にやっているというような町村がありますので、大変なさなかではありますが、こういうことも検討していただきたいと思ひまして、第1問目の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（宮田勝則君）今のに対して答弁を求めますか。

○1番議員（堀田直孝君）じゃ、お願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）いろいろご質問をいただきましたけれども、今現在は、震災復興のための事業を行うことが急務でございます。また、財政的にも厳しいところもございます。早急にコミュニティバス等を導入することは困難な状況であることは議員も理解しておられるというふうに思います。

しかし、導入に向けての調査検討は行っていきたいというふうにも思っております。

コミュニティバスを導入する場合は、いろんな方法があると思ひます。村独自でやるのか、あるいは委託するのか。村独自でやるとすれば、車の購入

から、燃料代、車検あるいは保険、運転手の手当、そして、一般的な修理とか、維持費とか、タイヤ、オイル、いろんなものがもろもろございます。あるいは、中には事故等もございますので、そういった対策もしなくちゃならないということでございまして、なかなか、村が直接やるのは厳しい状況であるということでもあります。

ただ、河原小学校の複式、これが1つ今、頭の痛いところでもございます。何らか、複式にならないような手続をしなくちゃならないというふうに思っております。

いろんな方法で、委託もございますけれども、あるいは、先ほど申されましたように、タクシー会社に委託するのか、あるいは、産交バスに委託するのか、いろんな方法がございましてけれども、そういったことも踏まえて、いろんな方面から検討し、いずれはしなくてはならない事業ではなかろうかなというふうに思いますので、今の現状を、村の状況を考えるならば、いましばらく待っていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

○1番議員（堀田直孝君）前向きなご意見をありがとうございました。

続きまして、第2番目の質問、村職員の人事評価についてお尋ねいたします。

本年度より役場職員の人事評価制度が始まりましたが、この制度は国が地方公務員法改正に伴う人事評価制度の施行に伴い実施するものと解釈しております。その背景としては、1つ目に、地方分権の一層の進展により地方公共団体の役割が増大したこと、2つ目に、住民ニーズの高度化・多様化したこと、3つ目に、厳しい財政状況や集中改革プランなどにより、職員数が減少していることにより、個々の職員に困難な課題を解決する能力と高い業績を上げることが従来以上に求められている昨今、能力・実績に基づく人事管理の徹底として、より高い能力を持った公務員の育成、組織全体の士気高揚、公務能率の向上を図る狙いがあったことと思っておりますが、本村においては、この評価制度の導入の経緯と評価はどのように行われるのか、また、メリットは何があるか、お伺いいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）2問目、お答えいたします。

村職員の人事評価についてということで、本年度より、村職員の人事評価制度が始まったが、この評価制度のメリットは何か、デメリットはあるのか、ないのかという質問でございます。

人事管理の基礎となる公務員の人事評価につきましては、今、議員がいろいろ申されましたように、地方公務員法の一部改正によりまして、従来の勤務評定から人事評価へと移行する人事評価制度の導入ということが図られてまいりました。

これは、地方分権の一層の推進により、地方公務員団体の役割が増大するとともに、住民ニーズも高度化、多様化しておりますので、能力、実績に基づく人事管理を行い、そして、より高い能力を持った職員の育成が必要となっていることに基づくものでございます。

従来勤務評定は上司等から一方的な評価で、結果を知らされないなど、問題点も指摘をされておりました。

人事評価は職員がその職務を遂行にすに当たりまして、発揮した能力及び上げた実績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、人事管理の基礎とするものでございます。

人事評価は能力、業績の両面から評価し、評価基準の明示や、自己申告、面談、評価結果の開示などの仕組みにより、客観性を確保しながら人事育成に活用するというものでございます。また、人事評価は公正に行わなければならないとされております。

能力評価とは職員の職務上の行動等を通じて見られた能力を把握することでありまして、また、業績評価とは職員が果たすべき職務をどの程度達成したかを把握するものでございます。

人事評価の基本的な仕組みは、能力評価及び業績評価で実施し、評価項目、評価及び実施方法等を明らかにし、各評価者への研修もあわせて行うものでございます。そして、職員がみずからの業務遂行状況を振り返り、自己申告し、目標設定等を実施するものとなっております。

職員の仕事ぶりやその結果により、能力を発揮した者が報われる制度としたいと考えております。

そこで、人事評価制度のメリットとしては、職員一人一人のやる気と働きがい高め、持てる能力の拡大と発揮を促し、人材育成、つまり、人づくりを行い、そのことで組織力を向上させることができると考えております。

そして、これにより、住民の満足度の向上につながるものと思っております。

また、デメリットと申しますか、課題としてですが、評価者による評価のばらつきをなくす必要がございます。そのために、評価者のレベルを向上させなくてはならないという課題があります。それにより、人事評価制度の客観性を保ち、職員が納得できる仕組みとしたいと思っております。

そして、十分な評価者訓練を行い、公正な制度運営を行いたいというふうに考えております。

次に、評価基準の透明性ですが、これは評価基準を明らかにして、わかりやすい制度とすると同時に、評価結果について、面談により、透明性を確保していくこととしています。

そして、その評価結果に納得してもらえることが、大事だというふうに考えております。

そのためには、上司と部下の信頼関係を構築するため、ふだんから誠実なコミュニケーションを図ることが大事だと考えております。

職員数が不足する中、住民ニーズの高度化や多様化、そして、地方分権の進展により、地方公務員団体の役割の増大に対応するため、その人事評価制度を適切に運用し、より高い能力を持った公務員の育成と住民サービスの土台づくりを行いたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○1番議員（堀田直孝君）この人事評価のもっともな活用として、職員の昇給、昇格、勤勉手当、また逆に免職、降格の主な基礎材料になることと思います。

これは、公務員であれば当然、職務専念義務がありますので、その職員的能力によって評価され、人材育成と職員の士気高揚、行政サービスの向上、人事配置等に生かされることは当然なことと思っております。

しかしながら、先ほど、村長がデメリットを言われましたが、既に人事評価を導入していた自治体からは、適正な評価方法の確立についてという課題として、小さな組織では、さまざまな職務を兼務している自治体で、評価の客観性、公平性、統一性の確保は難しい。評価者によって評価基準の統一が必ずしも図られておらず、不公平感を生む原因となり、評価者のレベル向上がもっともな課題であり、先ほども言われましたとおり、評価者訓練を複数実施しても、制度を理解できない評価者が相当数の割合で存在し、その対応に苦慮している。一般職員以外の職員の評価の課題として、消防職員、保育士、調理師など、個人の業績を評価することが困難な職種については、能力評価を中心とした評価での対応が困難。評価結果の適正な反映については、休業・退職者及び勤務軽減者等に対する評価の実施の有無、評価基準について、指針等の整理に苦慮している。特に、評価項目が多過ぎて職員の負担が増大した。業務内容、業務量、困難度、配置職員数等が各部局で異なる中において、人事評価の活用の仕方が不公平、不平等にならないための方策が必要である。評価結果を踏まえ、適正に昇格・昇給を行うための手法や分限処分を行えるかなど、具体的に明示することが困難。制度を精緻化すれば複雑化し、かえって職員の負担が増すこととなった等の、さきに導入した自治体が抱える課題点として上がっております。

このようなデメリット、課題もある中、本村においは、この制度により職員が数字だけにとられ過ぎた評価で大丈夫なのか。また、数字にあらわれない成果を上げる職員もいます。このようなところも踏まえた上で、この制度を、先ほども言われましたが、いかに村政に生かしていかれるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）先ほど言われましたように、いろんな問題があるということでもありますけれども、数字だけでもいいかということでもありますけれど

も、数字も一つの基礎であるというふうに私は捉えております。

今回、地震がございました。人事評価には関係がないかもしれませんが、職員も、我が家が全壊でも役場に24時間体制で勤務していたと。やがて職員の顔色も変わってまいります。24時間勤務の中で、夜は帰れと言っても、なかなか帰らないということで、なぜ帰らないかと尋ねますと、帰る家がないと。そういう中でも、もちろん、議員もそのときは役場職員でございました。24時間という長い間職務をすれば、誰しもの顔色が悪くなるということは、もう議員もそうであったかなというふうに思いますけれども、そういう中で、この震災直後の対応をやってまいりました。私は数字じゃなくして、このような態度で職員が頑張ったというのは、別な意味で大いに人事評価をしていいんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、数字だけではなくして、職員は評価する側も、やはり、研修を重ねて人事評価をやるようにやっていかなければならないというふうに思っております。

そういったことで、私はその今、数字だけと言われましたけれども、数字だけではないんじゃないかなというふうに思っています。やはり、その中には、数字じゃなくして、形として職員も頑張っておるということは評価してあげたいというふうに、そういった形で、評価する側も勉強しながら、研修をしながら、進めていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）3回目。

○1番議員（堀田直孝君）今のお言葉、非常にありがたく感じます。

先日、以前、熊本県の総務部長だったかと思いますが、今、地方創生推進事務局企画課のキムラさんと懇談する機会がありました。そのときに、やはり、職員、机の上に座って事務ばかりしている職員も、それは評価の値があるかもしれないが、ちょっとあったときに住民のところへすぐ走っていた職員、この人はいつも役場にはいないねといった職員が、今回の震災対応、地域の方の顔が全てわかる、そういう中で、てきばきと今回の震災対応、要は人の生命、財産を守るという、本当の基本的な役割を果たしたということで、内閣府の方もそういう評価の仕方を持っておられるということで、もうまとめますけれども、この人事評価というのは、地方公務員法でも施行しなければならないということですが、先ほどから言っていますように、多数の課題を抱えた問題な制度だと今思っております。また、先ほど村長が言われたとおり、この評価制度に、職員同士がうまくコミュニケーションがとれて、うまくいけばいいんですけれども、評価する側とされる側、この人にはされたくないな、この方からも、当然あれば、評価がされる、そういうことによって、職員の個々のメンタルな部分が傷つけられないように、やはり最後には、本当に正直者がばかを見ないような公正・公平な評価制度の確立を望みますということで、私の一般質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）受理番号2番、2番議員、村上高志君、件数2件、発言を許します。

（2番議員 村上高志君 登壇 質問）

○2番議員（村上高志君）番号2番、村上です。初めて一般質問させていただきます。よろしくをお願いします。

村道の維持清掃について質問させていただきます。

現在、村の維持清掃のあり方について、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

西原村の村道清掃は、今から約50年前から始まり、総延長約107.6kmを春と秋に清掃する行事でございます。県内においても、いや、全国的に見ても、このような村民が一致協力する村道清掃はないかと思われま

す。しかし、時代の流れに伴い、山間地では高齢化も進み、昨年の4月に起きた地震では、地区を離れる方もおられます。

このような状況の中、今後、村道清掃の維持管理を、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（宮田勝則君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）お答えいたします。

村上議員におかれましては、初めての一般質問ということで、私のほうも緊張しておりますけれども、よろしくをお願いします。

質問内容は村道の手入れについてということと、現在の村道手入れのあり方について、どのように考えているのか、道路品評会制度は後でいいですかね。

それでは、まずもって、毎年多くの村民の方々のご理解とご協力によりまして、この道路清掃並びに品評会ができておることに対して、心より感謝申し上げます。

まず、今までの道路手入れの経緯につきまして、説明させていただきます。

平成22年度までは、道路のり面の高い部分の清掃をお願いしておりましたが、作業中の事故等が発生いたしまして、平成23年度より、道路面から高さ2m程度の草刈り、道路面からのり下は1m程度の草刈り、県道の清掃につきましては、交通量の増加と、あるいはまた、事故等によりまして、県にお願いしていることとしております。

現在、春秋の清掃手入れを44集落と未組織及び各ゴルフ場へ協力をお願いしているところでございます。なお、集落に関係ない路線につきましては、業者に委託して、年1回の清掃をしております。

現在の道路清掃で各集落等をお願いしております全体の延長としましては、先ほど申されましたように、約108km程度でございます。また、年間の予算といたしましては、600万円程度を支払っているところでございます。

ちなみに、この108kmを業者に委託した場合は、年1回の清掃で約6,000万円の委託料がかかると見込んでおります。

最初の質問のこの手入れのあり方について、どのように考えているかでございますが、今後、今申されましたように、高齢化が進み、各集落の人が減ることも考えると、業者に委託するという考えはないかということでございますが、この西原村の道路品評会は半世紀以上も続いております。地域に密着した行事で、地域の交流の場でもあり、地域づくりの一環だと思っております。

このような視点から、地域によっては高齢化も進み、若い人がいない集落も見受けられる中、灰床、猿帰集落では、集落のまとまりを大事にされ、春の清掃においては、自衛隊のボランティアで支援を受けながら清掃活動をされておられます。

なお、昨年の熊本地震から復旧・復興を行っていく中で、業者への委託については予算化的にも厳しく、今から何年かは震災の復興等に莫大な予算が要るのではないかと考えているところであります。

つきましては、現在のところ、村道手入れにつきましては、現状のままで進めさせていただくならばというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○2番議員（村上高志君）ありがとうございました。

関連しまして、次に移ります。

道路品評会についてであります。

現在、1戸当たりの清掃距離が、短い地区で3m、長い地区で369mございます。時間でいいますと、短い地区は1時間から2時間、長い地区では2日間、清掃作業にかかると聞いております。このように、道路清掃については、地区ごとにかんがりの分担の差が生じております。

品評会において、同じ軒数で、同じ距離を審査するのであれば、平等と言えますが、現在の品評会の審査基準は曖昧でございます。そのような中行われる品評会を私は疑問に思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）今、議員が申されましたように、1人当たりの延長が長いところ、短いところ、多々ございます。人口が減少しているところは、今までの距離が長いと、増加しているところは短いというのは、当然であるかなというふうに思っておりますけれども、この道路品評会の見直しということで、質問で受けとめておりますけれども、行う考えはないかという質問でございますけれども、コンクールで順番をつけなくてもいいんじゃないかということではなかろうかなというふうに思います。

現在、春の品評会には議長を初め、産業教育常任委員会の委員の皆さん方、そして、各嘱託区長が審査に回っております。秋の品評会は、議長、産業教

育常任委員が審査に回っております。

特に春の品評会は、各囑託区長さんが回られております。村内を見て回っていただいて、各集落のよいところ、悪いところというか、手入れができているところと、手入れが行き届いていないところ、いろいろあると思いますけれども、このような中で多くの人に参加するコンクールをしなくて、行政だけの審査となれば、雑になってしまうのではないかとということも懸念されます。例えば、切りっ放しの状況で終わるのではなかろうかなというように思います。

品評会制度があるからこそ、より一層丁寧にできていて、常日ごろから自分たちの利用する道路として地域愛があるんじゃないかなというふうに思っております。そしてまた、道路品評会は、議員の方々もそうでありませけれども、村内を見て回るよい機会ではなかろうかなというふうに思っております。

そういったことで、距離の見直しは少し考えるところがありはしないかというふうに思いますので、そこは少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○2番議員（村上高志君）現在、村では、年に2回の清掃作業が行われます。そのほか、8月のお盆前に清掃活動が行われる地区も多数ございます。これは強制ではありません。自分たちの地区は自分たちできれいにするという心がけでやっておられます。私も3回審査に立ち会いました。全地区とも、素晴らしい清掃内容でございました。そのような中、素晴らしい清掃内容に対して、品評会のランクづけは必要なのでしょうか。私は、必要ないと考えます。

現在行われているような、審査基準が曖昧で不平等な品評会について、行政のほうで、いま一度必要性の有無についてご検討願います。

終わります。

○議長（宮田勝則君）村上議員、答弁は要りませんか。

○2番議員（村上高志君）はい。

次、有害駆除対策について質問させていただきます。

現在、猟友会のメンバーが約18名、そのうち、半数が70歳以上だとお聞きしております。

このような中、有害鳥獣の代表的なイノシシや鹿については、山間地はもとより、最近では住宅地や市街地にまでも出没し、農作物や住民に被害を与えております。

平たん地や住宅等では猟銃による捕獲ができないため、わなに頼らざるを得ません。村でわなを購入していただき、住民の相談があった場合に、猟友会に設置してもらったらどうかと考えますが、村長のお考えをお伺いします。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） わなを村で購入し、猟友会等に貸し付けてはどうかという質問でございます。お答えをさせていただきます。

有害鳥獣によります農作物被害はこれは全国的な問題となっておりまして、国でも、鳥獣被害防止総合対策交付金を創設するなど、本格的に取り組む姿勢を示しておりまして、本村でも、平成24年度に西原村鳥獣被害防止対策協議会を立ち上げまして、この事業に取り組んでおります。

平成25年度から、希望する地区に対して、これまでの事業費495万1,000円、約30kmの電気牧柵を設置し、あわせて被害防止のための講習会や先進地研修等を行い、地域ぐるみで被害防止の取り組みの強化を行ってきたところでございます。

また、有害鳥獣捕獲補助金の枠が拡大されたことに伴い、以前は毎年10頭前後で推移したイノシシの捕獲数は、平成24年度以降は毎年50頭から150頭弱と大きく伸びている状況でもございます。鹿についても、毎年一、二頭の捕獲でしたが、平成24年度以降は15頭から30頭弱で推移をしております。

しかしながら、このように捕獲の強化、駆除体制、防除体制の整備を図っているにもかかわらず、依然、農作物被害は後を絶ちません。これは、絶対数の増加もさることながら、餌を求めての行動範囲の拡大も要因の一つと考えられます。

ご質問の猟友会のわなの貸し出しにつきましてですが、わなはワイヤー製のくくりわな、おりの形状をした箱わな、支柱などで囲った囲いわなに大きく分類をされます。主に駆除隊では、箱わなとくくりわなが使用されていますが、ここで貸し出し用として適当と思われる箱わなについて述べさせていただきます。

毎年行っています有害鳥獣駆除では、熊本県鳥獣保護管理事業計画により、1人30個までわなの設置が認められていますが、本村の駆除隊員はほとんどが5個から10個程度の所有であります。有害鳥獣捕獲の効果を向上させるためにも、自己負担などの課題がございます。関係団体等と協議しながらではありますが、鳥獣被害防止総合対策事業等を活用した貸し出し制度の検討を進めたいというふうに考えております。以上です。

○2番議員（村上高志君） ありがとうございます。

○議長（宮田勝則君） 2回目、続けてください。

○2番議員（村上高志君） 続きまして、猟銃資格取得の助成制度についてお尋ねします。

まず、資格取得申請手数料としまして約7万2,000円余りの費用が必要になります。その中には、テキスト代や講習会費等も含まれます。また、資格取得し、猟銃等を保有した場合には、猟銃、ガンロッカー、弾倉ロッカーもろもろ、約20万円ほどの費用が必要です。正確な数字ではございませ

んが、そんなに差がないと思っております。

駆除なくしては、イノシシ、鹿の数はふえるばかりです。農作物や人的被害もふえるばかりであります。猟友会の人材育成や負担軽減について、村として資格取得の費用一部助成が必要かと考えますが、村長のお考えをお伺いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）猟銃免許取得時の費用負担に対する助成制度ということでございます。

新規に猟銃免許を取得する場合は、猟銃免許申請のための収入印紙、先ほど言われましたように5,200円、熊本県猟友会が実施します免許取得にかかわる初心者講習の受講料1万円が必要であるというふうにお聞きをしております。

数年前、本村でも、新規わな猟の免許を取得された方がおられ、今後は、既存の猟友会だけでなく、地域の中で捕獲が可能となる体制整備が必要になってくるものと考えております。

しかし、先ほど申しましたように、箱わな1基が約10万円ほどでございます。負担が大きいのと思われまますので、ご質問の免許取得時の費用負担もさることながら、免許取得後のわなの購入に関しましても、鳥獣被害防止対策事業を活用して、貸し出しでの対応を検討するならばと、そちらのほうも、そういう貸し出しでするならばというふうに思っております。

農作物の有害鳥獣被害は、駆除隊等による捕獲が最も効果が大きいと考えていますが、今後は電気牧柵の設置や、収穫残渣の適正処分、追い払いなどの地域の取り組みが被害防止のために大きな役割を担うものと考えております。

今回の質問の内容の検討を含め、西原村鳥獣被害防止対策協議会を核として、啓発、研修等にもさらに力を入れることで、有害鳥獣による農作物被害防止に努めてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○2番議員（村上高志君）ありがとうございます。

村民の農家の皆さんが安心して農作物ができますよう、村としても協力をお願いいたしたいと思えます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩いたします。

（午前10時55分）

（午前11時03分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受理番号3番、3番議員、坂本隆文君、件数3件、発言を許します。

(3番議員 坂本隆文君 登壇 質問)

○3番議員(坂本隆文君) 3番議員、坂本です。

提出しました3つの質問を順番に質問させていただきます。

まず初めに、にしはら保育園保育士についてです。

ことしの6月ににしはら保育園の保育士募集がされておりましたが、応募者がいなかったと、0だったということで、9月議会では派遣会社に保育士3名を依頼するということでありましたが、結果、それでも西原村に来ていただく保育士の希望者がいなかったと聞いております。

現在も12月1日から2名の保育士が募集されておりますが、心配しております。これからこういうことが続くことも考えますと早目の対策が必要であると思いますが、村長のお考えはどうでしょうかという質問です。

また、議長、園長先生にも3つ質問いたしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○議長(宮田勝則君) 許可します。

○3番議員(坂本隆文君) はい。じゃ、園長先生のほうにも3つ質問いたします。

1つが、来年度の子どもたちの入園希望者や現在の園児数に対して職員配置は無理なく運営できるのかというのが1つです。

2つ目、これからの保育士募集のことはどのように考えておられるのか2つ目の質問です。

3つ目、もう一つは、こうのとりの保育園との交流は現在されているのかという質問です。回答よろしく願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 村長。

(村長 日置和彦君 登壇 答弁)

○村長(日置和彦君) お答えさせていただきます。

にしはら保育園保育士についてという大きな題の中で、9月議会で派遣職員を雇うということであったが、いまだ採用されていないと、今年度の申し込みもなく採用予定者が見込めない中、今後の採用に対して対策はどうされるか、また園児募集に影響はないかという質問であるかと思えます。

にしはら保育園の保育士の確保につきましては、ご質問にありましたように、さきの9月議会で保育士確保に向け、派遣保育士の雇用を承認していただきました。議会後直ちに派遣業者に依頼し、これまで2名の紹介がありましたが、通勤距離の課題により、お二人とも残念ながら辞退されております。その後も頻繁に問い合わせをしておりますが、免許や保育園勤務経験は持っていないもほかの仕事を選択される方が多く、現状では大変厳しいとの報告を受けております。いまだ1名も見つからない状況です。でありますので、現在ほかの業者にも依頼し、保育士の確保に努力をしているところであります。

そのような中、保育士の職員の呼びかけで、以前、にしはら保育園に臨時

職員としてと勤めていた方が11月から臨時保育士として来ていただいております。今後も保育士確保に向け、臨時職員、非常勤保育士の募集をハローワーク、広報西原、ホームページ等を行うとともに、先日、保育士を養成する県下6つの専門学校、大学を回り、新規採用の案内と同時に臨時保育士等の求人案内もあわせて行いました。派遣会社へはこれまでと同様に連絡を密にし、早目の保育士の確保につなげたいと考えております。

次に、新規採用の件についてお答えいたします。

ことし9月の採用試験においては、保育士の申し込みは一人もありませんでしたので、現在、保育士2名を採用するための平成29年度第2回の西原村職員採用試験の受験の受け付けを行っております。この採用試験を受験していただくよう、さきに申しあげましたように県内の学校に園長が直接案内をしてきたところでございます。

最後に、保育士不足で今後の園児募集に影響はないかというご質問がございしますが、平成30年4月当初入所児は155名と予想をしております。来年4月から新規採用2名、そして育児休業から職場復帰する保育士2名、6月と7月に復帰しますので4名の確保ができれば問題ないと思われます。しかし、4月以降の入所児の増加、特に0歳、1歳、2歳の低年齢児が多くなると園児3名に保育士1名ということになりますので、今以上の保育士の確保が必要と思われます。これからも必要な保育士の確保に向けて全力で取り組んでいきたいというふうに思っています。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）こうのとりの交流について、保育園長。

（保育園長 前川ちずる君 登壇 答弁）

○保育園長（前川ちずる君）こうのとりの交流についてお答えいたします。

こうのとりの交流は、平成27年度の秋に焼き芋会というテーマで計画いたしております。その際ちょっと天候が悪かったので、急遽こうのとりの保育園内にて子どもたちのゲームやダンスを中心にした運動遊び的なものを計画し行っております。その日はにしはら保育園の園児、弁当持参でしたので、園内でこうのとりの保育園の園児さんと一緒に会食しております。その後の交流は、すみません、年間計画の中に入れておりませんので一度も行っておりません。

○議長（宮田勝則君）よございませうか。

じゃ、2回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）全国でも保育士が大変不足しております。国会でも保育士と介護士の職員が足りていないということで、人材確保のために来年の4月から賃上げが行われると聞いております。

これで改善されればよいのですが、どうなるのか、まだわかりませんので、引き続き保育関係の学校に足を運んでいただき、先生たちとの話し合いだけ

ではなくて、生徒たちとの話し合いとか、交流の場、または保育園に来てもらうこととか、そういうこともやっていただいて、西原村のよさをアピールしていただければと思っております。

また、このとり保育園とは震災後余り交流がされていないみたいですので、子どもたちの交流の場だけではなくて、先生たちも意見交換会や交流を大いにしていただき、お互いに切磋琢磨し、保育園の発展に努めていただきたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）答弁求めますでしょうか。

○3番議員（坂本隆文君）はい。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（前川ちずる君）お答えいたします。

坂本議員がおっしゃられたとおり、園児また保育士のほうも保育士間で保育に向けていい内容の保育を、村内に2カ所しかない保育園ですので、お互い切磋琢磨しながら研修を重ねて交流を深めたいと思います。ありがとうございます。

○議長（宮田勝則君）3回目続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）言われましたとおり、西原村には2つの保育園しかございませんので、お互い助け合いながらいていただくことも必要かと思っておりますので、その辺よろしくお願いいたします。1つ目の質問は終わります。

2つ目の質問に入ります。

西原村役場職員についてです。

最近、西原村庁舎内で女性職員の数が多くなっていると感じるようになり、調べてみました。

保育士や学校給食の職員の方を除いて、役場庁舎内で働かれている女性職員数が平成21年が12名、平成29年現在が19名おられます。来年の採用試験後には20名を超す女性職員が庁舎内で働かれることになると考えております。

事務仕事や窓口業務など、女性職員が笑顔で丁寧に対応されておりますし、細やかな気遣いで住民の方々も笑顔で話されております。女性ならではの対応だと感じております。ただ、現場仕事の場合、女性職員はどうなるのかと疑問が湧きます。震災後、土木関係の仕事が復旧・復興で多くなってきております。また、来年からは集落再生や復興住宅などの工事が始まることは目に見えております。そうなると建設現場での打ち合わせや立会検査など役場職員が現場に多く出向くこととなります。今までは男性職員が対応されていたと思いますが、女性職員が多くなっている今、この対応はどのように村長はお考えでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）2問目でございます。西原村役場職員についてということで、近年、役場職員の女性の割合が多くなっていると、復旧・復興で職

員も建設現場等に立ち会うことがふえてくるが、女性職員でも現場に出るようになるのかという質問でございまして、女性職員におきましては、不安を仰ぐ、耳の痛いような質問かと思えますけれども、やはりこれもいたし方がないというふうに結果的には出てございます。

現在の職員数の状況は職員総数81名で、保育園の11名を含めて、うち女性職員が32名、全体の39.5%となっております。なお、保育士を除けば30%が女性職員ということになります。

近年の職員の新規採用者の状況は、平成24年度で5人、うち女性3名、平成25年度の採用はありませんでした。平成26年度で1人、うち女性1人、平成27年度で4人で、うち女性が2人、平成28年度2人で女性職員はありませんでした。平成29年度は4月現在8名で、うち女性が5名となっております。

なお、この職員の新規採用におきましては、有能な人材の確保が不可欠であり、優秀な職員の確保のために職務遂行能力を試験の結果で判断し、採用することとしており、また男女雇用機会均等法の平等取扱の原則により、性別で制限することはできないと考えております。ただし、平成30年度、来年の4月でありますけれども、採用の職員につきましては、男性に優秀な人が受験しておりますので、面接をもう終えております。発表する段階に来ております。ということで男性のほうが多いというふうになるのではないかなというふうに思っております。

各課の職員の状況は産業課8人で、うち女性が1人、建設課が6人で女性が0、震災復興推進課が8名で女性が0、住民福祉課が8名で、うち女性が5名、保健衛生課10名で、うち女性が4名、税務課7名で女性が3名、会計課と議会事務局がそれぞれ2名で女性が1名ずつ、総務課9名で、うち女性が1人、企画商工課が5名で女性が1名と。保育園は11名でありますけれども、女性ですけれども、教育委員会が7名で、うち女性が4名ということに今なっております。

状況としましては、全体的に建設課の土木系、水道関係、産業課の農林業関係、地籍調査等、現場現地での業務が多いと思われる業務には男性職員が多く在籍し、住民福祉課や保健衛生課と保健福祉系、また税務課等の事務系の業務には女性職員が多く在籍している状況となっております。

熊本地震に関連して、現在も住民生活の安定を最優先とした活動と生活再建支援、被災宅地の復旧支援事業、集落再生事業等の土木建設事業、災害公営住宅の建設、ライフラインの復旧、道路の復旧等の公共土木災害や農業土木災害復旧事業等の業務が続いております。来年度に向けて対応が必要となる事業が続いております。このような中、業務内容の変化や状況に応じて職員の配置を考える必要がございまして、職員数も限られていることから、女性職員の現地や建設現場等に立ち合う業務やその所属課への配置も今後は必要であると考えているところであります。

中長期派遣職員の中でも建設課職員として、女性職員の土木技術者も活躍をされております。今後は女性だからということで事務系という考え方や固定的な関連や業務での性別役割分担は見直して、男女共同参画の観点からも、また女性の活躍の場や職務の幅を広げることとなることでその職員自身を評価し、先入観を持たず、人事異動を行うこととしたいと考えております。

なお、既に現場を伴う事業系職場への女性職員の配置の考えについては、課長会議を初め、職員組合交渉時や新規職員採用の面接のときにも話をしていくところでございます。

職員の配置についてご心配をさせていただきまして、本当にありがとうございます。いずれにしても、女性でありますので、現場となれば親切丁寧に指導することが大事だと考えております。中には現場の仕事をやってみたいという若い女性職員がいることも申し添えておきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）女性職員でも現場に行きたいという方がおられるということで、頼もしい人材でもあると思っております。人事異動等、熊本震災後、村長も職員の方々も大変かと思えます。また、来年度になりますと、西原村からデザインセンターへの出向も入ってきております。本格的な集落再生や災害公営住宅工事に着手されますと、大変人間が足りない状況となるのではないかと考えておりますので、どうか臨機応変に対応していただき、けがや病気に気をつけて頑張してほしいと思っております。以上です。2つ目の質問は終わります。

3つ目の質問です。

地域おこし協力隊についてです。

西原村も地域おこし協力隊を募集してみてもはどうでしょうかという質問です。

この制度が始まり、8年ほどがたっております。

今では全国各地で4,000人以上の地域おこし協力隊の方々活躍されております。失敗例も成功例もたくさん上がっており、その内容をインターネットでも簡単に見ることができます。

活動内容はさまざまで、各自治体が募集した仕事やスキル等の希望を出し、それにマッチングした方が応募され、面接があるので、西原村に合った人材に来てもらうこともできます。

この取り組みで、全国で今までどのような事業内容をされていたのかの例を挙げますと、地域行事やイベントの応援、伝統芸能や祭り、地域ブランドや地場産品の開発・販売・プロモーション、都市との交流事業、教育交流事業の応援、移住者受け入れ促進、地域メディアなどを使った情報発信、農業支援、耕作放棄地再生などです。

また、住民の生活支援では、見守りサービス、通院、買い物のサポートも

ありましたので、災害公営住宅が完成し、住まれるようになったときには、支援ができる方を地域おこし協力隊で募集すれば、重宝されるのではないかと考えております。

このように、西原村に合った人材を募集すれば、西原村役場側での手伝いや住民側での手伝いなどなど、自分たちでアイデアを出せばいろいろ活躍していただけたと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君） 村長。

○村長（日置和彦君） 3番目の質問ということで、地域おこし協力隊についてということで、こういう制度があるから、西原村でも活用されてはどうかという内容であると思います。お答えをさせていただきます。

議員が先ほど申されましたように、この地域おこし協力隊は平成21年度に総務省により制度化され8年ぐらいたっておるということでございます。

本制度の目的は人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、地域おこしや地域の暮らしなどに興味を持つ地域外の都市住民等の人材を積極的に受け入れ、地域力の維持強化に資する活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで意欲のある都市住民のニーズに応えながら、地域力の維持強化を図っていくことを目的とした制度であるというふうにお聞きをしております。

本制度は、各市町村が設置要項等を作成した上、募集を行い、都市圏地域から過疎地域等への条件を振り、地域に住民票を移動し、生活の拠点を移した者を地方公共団体が地域おこし協力隊として委嘱され、委嘱された地域おこし協力隊員はおおむね1年以上3年以下の期間で地域に居住し、先ほど議員がいろいろ事例を言われましたとおり、農林漁業の支援、水資源保全監視活動、住民の生活支援などの各種の地域協力活動に従事してもらいながら当該地域への定住、定着を図る取り組み等でございます。

国からの財政措置として特別交付税措置が講じられます。具体的には地域おこし協力隊の活動に要する経費として、報償費やその他の費用として400万円を上限として特別交付税が措置されます。

本制度の実施以降、全国の自治体で取り組みが増加しております。開始時点の、要するに平成21年度においては隊員数89名、31団体でしたが、昨年度におきましては4,090名、886団体に増加しております。また、平成29年3月末まで任期終了した地域おこし協力隊員2,230人のうち、約6割、1,396人が同じ地域に定住されておられます。

議員のご質問の地域おこし協力隊制度があるが、西原村でも活用されてはどうかということですが、本制度の趣旨目的からも本村においても有効性のある制度というふうに私は理解しております。本村は熊本地震被災以来、全国的にも数少ない人口が増加している村でありましたが、中山間地において高齢化が高く、人口の減少等の課題もございます。また、今後熊本

地震被災から復興を推進していく中で地域でのさまざまな課題が出てくると予想されます。この地域の課題に対応していくためには、地域力の維持強化が必要であると考えます。そのためにも地域おこし協力隊員を地域外の都市住民の人材を受け入れ、地域力の維持強化に資する活動に従事していただき、地域への定住・定着を図ることで地域力の維持強化が図れるものではないかというふうに考えます。

当然ながら本村において、地域おこし協力隊として活動していただくために本村における地域協力活動の内容を明確にしておく必要がございます。地域おこし協力隊員の募集にあっては、農業振興、環境保全、医療、福祉、観光、教育、地域づくり等の地域協力活動の内容を明確にして、本村が求める地域協力活動を実践できる能力や適性を持った人材を募集いたします。

今後、地域のさまざまな課題等に対して、村が施策化して実行していく中で、地域における地域協力活動と連携して進めることが重要でございます。実効性のある地域活動のソリブンをするためにも、活動の中核となる地域おこし協力隊員は必要であると理解をしております。本村といたしましても地域おこし協力隊制度の取り組みにあっては、前向きに検討させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）2回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）これから西原村は復旧・復興、何回も言っておりますけれども、集落再生、復興住宅などの建設、建築、それに定住促進などもスピードを持ってやっていかなければと思っております。

また、住民の声も届きにくくなってきておりますので、この辺を地域おこし協力隊に手伝っていただければ、村長が言われておりましたよりよい住民に寄り添った村づくりができるというふうに思っておりますけれども、村長いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）議員もご存じのとおり、新潟県の長岡市の山の暮らし再生機構から派遣をしていただいております佐々木康彦さんが現在、震災復興推進課で仕事をしております。集落再生のためにご尽力いただき、多くの住民がもとのところで再建する方針までになっております。このことは佐々木さんが中越地震のときに経験された実績が生かされたものというふうに思っております。

本村は、議員もご存じのとおり、復旧のめどがつきつつあります。復興の段階に進まなければならないと思います。今まで100回以上も回数を重ねて、住民との対話と協議を重ねて集落再生に向け、方向性が示され、いよいよ工事に着手するまでとなっております。工事に着手したならば、事務的、財源的、労力的にも私は半分終わったと同然であるというふうに感じております。

いよいよ今後は村づくりと暮らしの復興、心の復興に力を注がなくてはな

らないというふうに思っております。特に減少した人口を取り戻しつつ活気のある村づくり、そしてまた、傷ついた心を癒やし、真の復興を確かなものにしなければならないというふうに思っております。

佐々木さんが在籍する山の暮らし再生機構の目的の一つに山の暮らしの魅力を伝え、仲間を集い、中山間地域への移住・定住の促進を行うとされております。また、地域おこし協力隊の目的と重なるものでございます。佐々木さんには来年度も派遣をお願いし、西原村の創造的な再生に力をかしていただきたいと思っております。

本当にこの地域おこし協力隊についての質問、坂本議員がしていただきまして本当にありがたいというふうに思います。本当に、いよいよ宅地の再生も来年度からやっていきます。多分もう2年近くかかりはしないかなと、できるだけ早い時期に終えて、住家の再建をしていただくわけでありませけれども、もうそこまでいったら住家はそれぞれが建てていただきますので、その宅地の再生を村がやれば私は復旧のめどは半分がついたというふうに思っておりますので、それから先、本当に今まで仮設住宅で生活をされて、そしてまた今からもとのところで生活なさいます。いろんな課題もあるかと思っております。そういう課題を払拭するためにもこの地域おこし協力隊の役割は大きいものがあるんじゃないかなというふうに思います。佐々木さんのほうにも言っております。来年度もまた西原村で応援していただけるならということで、それが佐々木さんに話した言葉は本来の仕事ではなかったろうかなというふうに思いますので、そういったことで進めていくなればというふうに思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）3回目、続けてください。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

佐々木くんも西原村のために本当に一生懸命力を注いでくれております。ああいう方々が地域おこし協力隊でまだまだ来ていただけるなら、本当に西原村が今まで以上の、熊本震災前の西原村にもなるんじゃないかというふうに感じておりますので、前向きな回答ありがとうございます。ぜひ早急に検討していただきたいと思っております。以上です。質問を終わります。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前 11時37分）

（午後 1時00分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き午後の会議を再開します。

日程第2、承認第7号、専決処分報告及び承認について「（専第7号）平成29年度西原村一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、承認第7号についてご説明いたします。

承認第7号、専決処分報告及び承認について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成29年12月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、専第7号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第3号）。

平成29年度西原村の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ470万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億7,096万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

平成29年9月28日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。

追加、事項、にしはら保育園LED照明機器リース料。期間、平成29年度から平成36年度まで。限度額、758万2,000円となっております。

なお、年度ごとの支払い計画は、平成29年度54万2,000円、平成30年度から平成35年度それぞれ108万3,000円、平成36年度54万2,000円となっております。

続きまして、歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。款15県支出金、項3県委託金、目1総務費県委託金470万円の増額補正でございます。衆議院議員総選挙事務委託金でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

8ページをお願いいたします。

款2総務費、項4選挙費、目3衆議院議員選挙費569万3,000円の増額補正でございます。衆議院議員総選挙経費分です。

下段のほうになりますけれども、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費54万2,000円の増額補正でございます。にしはら保育園LED照明機器リース料の増額でございます。

あと、予備費に153万5,000円の減額補正を計上しております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番、堀田です。

歳出の児童措置費、LEDですが、この財源が一般財源のみということになっておりますが、こういう保育所の施設に対して国の事業または県の補助金、そういうのがなかったのではないのでしょうかということで、村長、お願いします。

○議長（宮田勝則君）財源についてですので、総務課長。

○総務課長（西山春作君）今回のこのLEDの照明機器リースについては、補助金等はありません。

○議長（宮田勝則君）検討されたかどうかの質疑だったと思いますので、その辺答弁お願いいたします。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）検討はさせていただきましたけれども、特にこの今回の事業については、補助金というのはなかったと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

1 番、堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）検討されなかったということでは、この災害復旧・復興中のさなかに一般財源をふやすということは問題かと思いますが、多分このLED設置、必要だったものを、専決でされたということであれば、必要だったものかと解釈し、また補助事業も検討しなかったら問題ですけれども、検討されたということで了解しました。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9 番、桂君。

○9 番議員（桂 悦朗君）9 番、桂です。

今回のにしはら保育園、LED機器取り付けでされておりますけれども、これは今まで計画をしておられたのか。何か今までこういう話、にしはら保育園でLEDにするということを私たちも聞いていないものですから、今回専決でされているということになっております。そこまで急いでしなくちゃならなかった理由が何かあるのかというふうに思いますが、その点ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）保育園長。

○保育園長（前川ちずる君）お答えします。

LEDについては、ご存じのとおり、ここ数年後、蛍光灯が今すぐなくなるわけではないんですけれども、大事な園児を預かる上、このLEDの話を



ということであれば、今回の企業さんが、福岡の企業と聞いておりますが、何年に営業所をそこでされて、どれぐらいの実績を持っておられるのか。

そしてまた、今回キャンペーンと聞いております。何のキャンペーンだったのかなど。そういうところから、衝動買いじゃないですが、私たちに見えないところはそこなんです。きちんとした説明ができるのかなど。

LEDにかえたから電気が安くなるというのは、これはもう私たちも知っております。しかしながら、今回専決でしなくてはいけないような状況になっているというのが、そこがちょっと問題じゃないかなというふうに思いますが、総務課長、どうでしょうか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時15分）

（午後 1時17分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

保育園長より、先ほどの答弁の訂正があります。

にしはら保育園長。

○保育園長（前川ちずる君）すみません、発言の訂正です。

先ほど衆議院と伴ってと言いましたけれども、それは間違いで、すみません、保育園の、今後どうしてもこの事業の実施が必要でしたので、お願いしたところですよ。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

暫時休憩します。

（午後 1時18分）

（午後 1時20分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長より答弁いたします。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）業者の概要ということでよろしいでしょうか。

（「業者の概要とか聞かん……、何でそれを専決しなくてはいけなかったのかと。キャンペーンできたからと言って、要するに10月でいっぱいと言っていたのだから。だから、何でそれにつけたのかと。何で専決までしなくてはならなかった。専決したのか。その理由を言いなさい」の声）理由……。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 1時20分）

（午後 1時21分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を総務課長に求めます。

○総務課長（西山春作君）業者につきましては、平成18年設立で、福岡のほうに営業所がございまして、LEDを月15万台ほどつけたりしているということでございます。

それから、経費の分につきまして試算したところによりますと、390本ほどの蛍光灯を交換した場合ですけれども、月額にしまして、賃貸料を含めて月々マイナス2万円ほどの経費の節減というふうになるというふう聞いております。以上です。

○議長（宮田勝則君）村長、補足説明。

○村長（日置和彦君）私のほうからお答えさせていただきます。

LEDをつける計画はあったのかから入りたいと思いますけれども、いずれLEDをつけなくちゃならないということは、この役場庁舎も含めて全てをそういった形にしていきたいということは、常々頭の中にあつたものでございます。

今回は、キャンペーンじゃなくしてモデル事業としてつけさせていただくならばということで社協から来て、それで保育園でございます。この事業が九州全体で85件、福岡が39件、大分が20件、熊本が11件ということでありましたので、熊本に力を入れてこのモデル事業を進めたいということで、そのモデル事業の期間が10月末であったということで、保育園のほうに来られたということでございます。

私が話を聞いたのは9月末であったというふうに記憶をしておりますけれども、内容を聞いて、果たしてこの会社がどういうところかということはインターネット等で、今総務課長が答弁したとおりでございますが、その内容を聞いて、あとはその金額が高いのか低いのかどうなのかということで、電気工事会社に一応、保育園全体をかえるならば幾らぐらいかかるのかということは口頭で、ちょっと電話で聞きました。約850万円ぐらいは最低でもかかりますという話が来たところでもございます。

ということは、今回がリース代が月々8万7,696円ということでありますので、それを12カ月、7年間計算しますと736万6,000円であります。

ただ、LEDにかえたことによって、社協のほうも今利用者がかなり多くなっておるといふことでありますけれども、しかし電気を使うことが多うございますが、要するにマッサージとか何とかいろいろ使いますので、しかしながら、電気料は前と比べて高くはなっていないということでございます。

保育園においても、今現在つける前とつけた後、月2万円ほど違うそうです、電気料金が。ということで、2万円を12カ月、7年で計算しますと168万円ぐらいになります。これは、値段は若干前後しますけれども、そういった形でございます。

ということで、リース料、先ほど言いました736万6,000円からこの安くな

った分168万円引きますと、568万6,000円ぐらいになると。実際そのまま引きますと、それぐらいでは得すると、安くできるということでもあります。

電気会社が言いました850万円で、電話の先で値段を聞きましたけれども、実際今回というか、見積もりをとらせていただきました。見積もりをとりましたところ、972万円という見積もりが来ました。ただ、これは当たり前の値段で、これからどれだけまけていただくかわかりませんが、それにしても1割まけても八百数十万円、850万円以上かかるということでもあります。

そういったことで、決して議会軽視したつもりではございませんけれども、その契約を、最初私が聞いたときに、電気の工事代とかを含めて、工事代無料になっておりますけれども、電気会社は850万円ぐらいかかるかなという話でございましたので、それを計算すれば、かなり安くなるなど。村の負担も少なくなるなどという判断で、契約を保育園のほうでやったということでもありますので、そこら辺を理解していただければありがたいと思います。

以上でよろしゅうございますか。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、村長がモデル事業と言われましたけれども、モデル事業であれば10月いっぱいというふうに企業が言うかと。普通早くつけてもらうためには、そういうふうに業者というのはすぐにでもつけてもらうための、それが手だろうというふうに思うのです。そこらあたりを、個人企業とかそういうところであれば、それで受けても問題ないんでしょうが、こういう議会を通してもらわなくてはならないというところで、そういうのでいいのだろうか。

やはり、今から先、こういう問題が絶対起きないようにということで、私は今回こういうふうにして言っているんです。自分たちがここの、本当に必要であると、それは実際行ってLED、これはもう今から先していかなくちゃならない、これは私たちもわかっております。しかしながら、今回のこのLED導入というのが何か飛びついたような感じで受け取っております。私はそう思っております。ここにおられる議員さんたちも、突如としてこういうふうにしてやっていると、今まで保育園から聞いていなかったので。それで、今回専決でされているというのがいかなものかなと。こういうのをやはり今から先やっていったら、じゃ議会は何なのかなということになると思います。

そういうことを、やはり皆さん方考えて、取り組んでもらいたいなど。そういうことで今回質問をしておるんです。いいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）いろいろ製品等も調べました。J I Sに合格する、早い話が、この製品は九電工さんあたりも使っておる製品ということで、製品に

は問題ないということでもあります。

ただ単にこの話に飛びついたらおっしゃいますけれども、このモデル事業は1年限りのモデル事業というふうにお聞きをしております。多分来年はあっていないだろうというふうに思いますけれども、そういったことで、これは今我々村は本当に財政が厳しいときでございます。だから、少しでもそういったことで節約ができればしないかということも勘案したところでもございます。

ただ単に飛びついて、ならやろうかではなくして、いずれはこのLEDにかえなくちゃならないということはずっと頭の中にもありましたので、これは逆に言うとチャンスかなと、安くできるということで、製品もそれなりの製品を使っておるということでありますので、会社も東京都が本社でございます、日本全国15営業所、九州は福岡、この事業は福岡営業所が事業ということで回っておるところで、先ほど言いましたように、福岡が39、大分が20、熊本が、私をつける前は1桁台だったということで、熊本に力を入れておるということで熊本に来られたということでもありますので、全てを計算すれば得する話ではなかろうかなということで、議員の皆さん方にもご理解いただけるかなということとあわせて、これは日にちが決まっておりましたので、議会を開く時間的余裕はないことからということにさせていただきましたので、どうかご理解いただきたいというふうに思います。（「もう一回いいですか」の声）

○議長（宮田勝則君）許します。桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）今、村長の答弁で言われましたけれども、平成18年から営業所を福岡でされておって、10年も近くなるわけです。福岡で39（「東京は。福岡営業所は後ですよ。去年から」の声）福岡営業所は去年ですね。平成18年と先ほど答弁で言われたものだから。（「あれは東京が本社だから」の声）東京本社が平成18年ということですね、はい、わかりました。

今、村長が言われた理由というのが、モデル地区ということで熊本で今広めているということで言われましたけれども、今後その企業がのぎく荘としはら保育園の名前を出して今度から営業されます。ひょっとしたら、導入しようかなという企業からは電話がかかってくる可能性もあります。そういうところも考えておかないと、これはうちの場合は幾らで入りましたと言え、モデル地区、モデル地区と言われてもなかなかそれで進めていかれるのかなというのは私も思っております。

そういうことで、今回のこの事業に対して、私が今言っているのは専決でする問題じゃないんじゃないのかなと。やっぱり自分たちがLEDにかえていくのであれば、早くから計画してやらなくちゃならないというふうに思いますので、今後はこういうことがないようにお願いしたいというふうに思い

ます。以上です。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに、正確に言えば専決でする事案じゃないということでもありますけれども、ただ、先ほど言いましたように、福岡営業所が去年できたということで、去年できたにもかかわらずこれだけの九州管内85カ所できたこと、保育園あたりもかなり多くございます。社会福祉協議会も多くございます、その85カ所のうちに。あとは大きい病院、熊本では熊本日赤、あとは大きい病院とかあるいは介護施設とか、そんなところがメインでございますので、それはやはり電気を消費するところにつけたほうが得するということで、このモデル事業として進めておられるのではなかろうかなというふうに思います。

営業所ができた1年目でありますので、そうしたモデル事業として進めていたということで、決して飛びついたら、飛びついたところも多少あるかもしれないけれども、これは得することだからその事業にお願いしたということでもありますので、そこら辺はどうかご理解をいただきますようよろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

（午後 1時35分）

（午後 1時35分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

村長より答弁の中の修正がありますので、答弁の修正をいたします。

日置村長。

○村長（日置和彦君）まことに申しわけございません。9月末と申しましたけれども、9月28日が専決で、議会終了後に話を聞いたと、9月末じゃなくしてです。そういうことでもありますので、訂正をさせていただきます。

○議長（宮田勝則君）これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第7号、専決処分の報告及び承認について「（専第7号）平成29年度西原村一般会計補正予算（第3号）について」を原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（宮田勝則君）起立多数であります。

よって、承認第7号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第3、承認第8号、専決処分の報告及び承認について「(専第8号)平成29年度西原村一般会計補正予算(第4号)について」を議題とします。内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、承認第8号についてご説明いたします。

承認第8号、専決処分の報告及び承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

平成29年12月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

あけていただきまして、(専第8号)平成29年度西原村一般会計補正予算(第4号)。

平成29年度西原村の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億9,596万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年11月6日専決、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入歳出の主なものについてご説明いたします。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目5総務費県補助金、熊本地震復興基金交付金2,500万円の増額補正でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目10震災対策費2,500万円の増額補正でございます。被災者民間賃貸住宅入居支援助成金、被災者転居費用助成金の増額でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

承認第8号、専決処分報告及び承認について「（専第8号）平成29年度西原村一般会計補正予算（第4号）について」原案どおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、承認第8号は原案どおり承認されたものと決定します。

日程第4、議案第44号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第44号についてご説明いたします。

議案第44号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年12月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございますが、児童福祉法の一部改正の施行に伴い、関係条例の規定を改正する必要があるとございます。これが議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙により説明をいたします。

西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要をごらんください。

まず、条例改正の趣旨ですけれども、児童福祉法の一部改正の施行に伴い、関係条例の整備を行うというものでございます。

主な内容ですけれども、里親のうち養子縁組によって養親になることを希望している者について、養子縁組里親として法律により法定化されたことと、里親に関する定義規定が再編されたことに伴いまして、条例の字句の訂正等関係規定の改正を行うものです。

児童福祉法第6条の4の全部改正に伴いまして、規定の改正及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に伴い、規定の改正を行うというものでございます。

施行期日は公布の日でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第44号、西原村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第45号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第45号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年12月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正の施行に伴い、関係条例の規定を改正する必要があるがございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております別紙により説明をさせていただきます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要をごらんください。

まず、条例改正の趣旨でございますけれども、雇用保険法等の一部を改正する法律の改正等に伴いまして、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び児童福祉法の一部改正がございまして、そのため関係条例の整備を行うというものでございます。

主な内容でございますけれども、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、非常勤職員に関する育児休業期間の延長が可能な場合を追加するという規定の改正を行います。

非常勤の育児休業期間の緩和ということで、非常勤職員の育児休業について、特別の事情がある場合には例外的に2歳に達するまで休業ができるとするものでございます。従前は1歳6カ月まででございました。

特別な事由ということですが、この条例の中でも書いてありますが、

子が1歳6カ月到達日後の保育所等の利用ができない場合など、子が1歳6カ月到達後、職員の配偶者等で養育が困難な場合などとなっております。

それから、児童福祉法の一部改正に伴い、里親のうち養子縁組によって養親になることを希望している者について、養子縁組里親として法定化されたことと、里親に関する定義規定が再編されたことに伴いまして、関係規定の改正を行うものでございます。

施行期日が公布の日でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第45号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第45号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第46号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）それでは、議案第46号についてご説明いたします。

議案第46号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

平成29年12月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございますが、熊本県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給料月額、勤勉手当等の改正を行う必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、お配りしております西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）の概要についてで説明をさせていただきます。

条例改正の趣旨でございますけれども、熊本県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告等に鑑みまして、職員の給料月額、勤勉手当等の改正を行う

必要がございますので、関係条例の整備を行うというものでございます。

主な内容ですが、国及び県が行う改定の内容に準じまして、村の条例を改正するというものでございます。

内容につきましては、給料表の改定、熊本県の給料表に基づきまして改定を行うものでございます。内容につきましては、この議案の対照表あたりをごらんいただきたいと思いますが、参考といたしまして、初任給を2,500円、若年層も同程度、その他は800円の引き上げを基本に改定が行われております。

それから、2つ目ですが、勤勉手当の改定ですけれども、ことしの平成29年12月期の支給割合でございますが、勤勉手当の支給月数を今の0.80月から1.00月、これは一般職ですけれども、0.2月分を引き上げ、再任用職については0.375月を0.475月に、0.1月分引き上げるというものでございます。

それから、来年の6月以降の勤勉手当につきましては、今の0.8月を0.90月、一般職ですけれども、1月分引き上げて行うものです。6月と12月に0.1月引き上げ。それから、再任用については0.05月分引き上げるというものでございます。

施行期日は公布の日でございます。この条例の第1条につきましては平成29年4月1日から適用ということでございます。それから、第2条につきましては、平成30年4月1日からということにしております。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

議長、ちょっと関連になると思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）どうぞ。

○4番議員（中西義信君）まず、この件は、伺いまして、説明を受けたときも、月額にしてもさほど上がるというわけではなく、職員の方の少しでも意欲につながればと思っています。

今回、保育園のほうでも新たに募集はされたと伺いまして、募集をするに当たってもいいメリットになるのではないかと思います。これは一般職員の話であって、臨時職員の方々も本当は関連して、少しぐらいはちょっと検討すべきではないかと思いますが、今特に保育士不足、臨時の方々をもうちょっとできないかというところに対して、そういうお考えはいかがでしょうか。まず1つです。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）今の臨時職員の方々の分の報酬といいますか、賃金だと思っておりますけれども、これは今年度、平成29年度に非常勤と臨時職員さん

の分の報酬、賃金については改定をさせていただいておりますので、今回の分には特にございませんでした。以上です。

○議長（宮田勝則君）中西君。

○4番議員（中西義信君）今回の分というより、今後やっぱり保育士の不足等を考えた場合、もう少し検討していくべきではないかと思って、募集だけでは、少しはセットがないとなかなか集まらないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時00分）

（午後 2時01分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

村長。

○村長（日置和彦君）年に何回も上げるのもいかがなものかなと。4月に上げておりますので。また時期が来たならば上げなくちゃならないというふうに思います。

そしてまた、他町村との兼ね合いもございますので、うちの賃金は決して低くないと、保育園の保育士あたりもそこら辺は異論はないというふうな話も若干伺っておりますので、今の現状でまずは、今回は上げるのを控えさせていただいておりますので、また時期が来たならば上げたいというふうに思っております。

○議長（宮田勝則君）4番、中西君。

○4番議員（中西義信君）そこらあたりはご検討を。というのが、一般職だけ上がってまた私たちはという意欲にもつながると思いますので。

それから、先ほど保育園の話が出ましたので、もう一ついいですか。

○議長（宮田勝則君）はい、許可します。

○4番議員（中西義信君）きょうの午前中の一般質問で、坂本議員の一般質問のときに交流の話とかがありまして、過去にやったことがあるとお話をされましたし、計画もあると。それと、議員のほうからもお互い交流して切磋琢磨するべきではないかとありましたけれども、実は4年前、私が一般質問したとき、平成24年12月です、交流の話をいたしましたところ、村長のほうから、職員の交流というお話でございましたけれども、企業と保育園の先生方とは根本的に少し違うのではと。聞けば大変なご苦労もあるということで、そこら辺はいかがなものかと。行政は交流はあってもいいんではないかと思っておりますというお話がありました。深く追求するのではないですけども、当時はそういう返事をされたということを知っている間にちょっと言っておきたくて。

きょうの午前中の答弁とは真逆のお話だったような気持ちがあります。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時03分）

（午後 2時04分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁、村長に求めます。

○村長（日置和彦君）多分企業の交流は、うちの職員が堀場さんに行って、堀場さんからうちに来たと、そういう交流を2年間やってきました。そのことだろうと思います。

だから、職員の交流と、こうのとりの保育園とにしはら保育園が交流するの  
かといったときに、そのことをそのときに言ったのではないかな、どうかな  
と。私、はっきり記憶にはございませんけれども、やはりそこあたりも、保  
育園側がそこら辺を考えてやるとすれば、それはやることはやぶさかではな  
いというふうに思います。ただ、行く人が喜んで行けるのか、そこあたりも  
いろいろなことがございますので、そこら辺は検討させていただきたいとい  
うふうに思います。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員（堀田直孝君）1番、堀田です。

今回のこの概要書の中に、再任用職の月数が当然上がっておりますが、期  
末手当の月数というのは、一般職員と一緒にんでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）休憩いいですか。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午後 2時06分）

（午後 2時14分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課長に答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（西山春作君）先ほど再任用職員の期末手当についてのご質問がご  
ざいました。

再任用職員につきましては、6月期で0.65月、12月期で0.80月となっております。  
以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）先ほど中西議員は臨時職員のことを言われました。

私がこれを言ったのは再任用職員、役場OBさん、ここにも中村会計管理者  
が再任用ということで頑張っておられますが、再任用ということは、役場職

を十分知った上で、技術を持った上で今この復旧・復興、外に、ほかの自治体に応援を求めてもなかなかいない、そこで退職した方のノウハウを生かして復旧・復興に当たっていただくということで、非常に大事なポストにおられる。その中で、今後また退職される方がいらっしゃると思いますが、その方にやはりまた協力を願うというところであると、先ほどの能力評価ではありませんが、十分能力は持っておられると思います。

また、今後退職されても協力していただくという面においては、ここの支給の割合、これが何もなかったら、組合側も人勧の完全実施ということで今までお願いしておりました。しかしながら、財政力、そういうもので完全に実施しなかったこともございます。でも、今となれば、こういう財政事情にも関係しますけれども、再任用の方のこの月数の割合を少しぐらいいふやしてもいいんじゃないかなろうかと思って、この質問に至りました。以上です。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）再任用の職員につきましてですけれども、この勤勉手当を今回出させていただいておりますが、人事院及び熊本県の人事委員会におきましても、再任用につきましても民間等を調査しながら、その差額について勧告という形で行っているものでございます。

当然この再任用について、勧告があればそれに準じたような形になっていくというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）私が組合しているときは、なかなか完全実施も難しいときがあって、勧告によっても上がらなかったということがあります。

それとこれ、今、総務課長言われましたが、全体的を見たとき、平均ということでございますが、この全体的も、先ほど私のさっきの一般質問でも村長答弁された、職員が今非常に普通の業務以外に時間外に頑張っている、そういう中で、やはり評価制度の中で上げていただくというのも当然だし、そのあたりの苦労を鑑みたところで、上げというのは不可能なのかということで、村長のお考えだけでもよろしいですので、お聞きしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）村長、再任用の職員のを含めて、村長。

○村長（日置和彦君）今回は県の人事委員会の給料改正に関する勧告により上げさせていただきました。確かに議員が申されますように、職員の中には震災後、本当に24時間という長い時間で、寝る暇もないというような状況で仕事をさせていただきました。

その後も毎日残業をまだやっております。今現在も職員は残業して、夜の8時も9時まで残業が続いております。時間外の残業を出せと言っても、なかなか職員は出しません。というのは、サービス残業という形で、職員は対応していただいております。

全てのことを考えながら、職員の方々もそういった形で残業をなかなか出

さないということで、要は、この財政厳しいときに、我々は公僕人だからそれだけのことをやりますということで仕事をしていただいておりますということでございます。

今回の引き上げにつきましても、本来ならばもう少しは上げてもいいんじゃないかなと、私個人的にはその職員の仕事ぶりを見ますと、上げてもいいんじゃないかなと個人的には、上げはしませんけれども、そういうようなふうに思っているところでもございます。

中には住民の方々が役場においでになられますけれども、長時間にわたっているような話をなされて、要望、要求、いろんなことがあるかと思っておりますけれども、職員の中にはそういったことによってストレスを感じたり、あるいは仕事の量と重なって、またそのことによって心労が重なり、病気や入院する職員もおります。今現在も入院しております。やめた職員もおります。そういったことで、本当に職員の皆さん方には気の毒だなというふうに思っております。職員の皆さん方も、常日ごろからそういった形でサービス残業をしてでも村のためにやろうという強い思いを持っているというふうに感じております。

しかし、今回は、県の人事委員会の勧告どおりということで、金額的にはそう多くはございませんけれども、上げさせていただくならばというふうに思っております。

中には住民の方々から、この金がないのに職員は何で上げるのかという、何も意味のわからない人もおられるかもしれませんけれども、本当にずっと私も震災後、1年8カ月になりますけれども、見てまいりました。今も本当につらい思いをして、先ほど言いましたように、集落再生には各集落を100回以上回っております。全て夜です。職員何名かで回っておりますけれども、そういった職員も残業等は出しておりません。何のため仕事をしているのかと、やはり住民のため仕事をしておるということでございます。

しかし、そういったことでありますので、今回はそういったことも、本来ならば少しは手当を見てやるのが筋かもしれませんけれども、人事委員会の勧告どおりにさせていただいたということでございます。

再任の方々も同じです。やはり再任の方も、中には残業をしていただいております。そういったことで、全ての方が、派遣職員の方々にはできるだけ帰っていただきたいと、5時過ぎたならばということをお申しておりますので、派遣の方々は若干時間が早い時間というか、定刻終わって残業は少しだけでも、ちょっとするぐらいで帰っていただいております。

やはり、一番困るのが病気をすることです。いろんな方々の対応、あるいは仕事の重なりで病気をすることということで、以前言ったのは、あした1日休みませんか、職員に。あした1日休むことによって、また気持ちもリフレッシュすると。今無理したなら3日、4日休まないといかんですよと。

だからあしたは休んだほうがいいと。後ではもう命令だからあした休めという言い方をしながら、職員もなかなか休もうとしないので、そういったことで対応してきたところでもございます。

どうか今後も、議員さんにおかれましても、職員の頑張りには、職員と会ったときにはよく頑張っておると一声かければ、職員もさらにファイトが湧くということになりますので、どうかよろしくお願い申し上げたいと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君） よございますか。

1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君） 今回は上げることはままならないが、今、村長のお考え、やっぱり村長は長として職員を一生懸命見ている姿が職員にわかるだけでも、職員がやる気が出てくるんじゃないかなろうかと思えますし、もしも上げるチャンスがあれば上げていただければと思います。以上です。

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第46号、西原村一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君） 全員起立であります。

よって、議案第46号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第47号、西原村平成28年熊本地震復興基金条例の制定についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君） それでは、議案第47号についてご説明いたします。

議案第47号、西原村平成28年熊本地震復興基金条例の制定について。

西原村平成28年熊本地震復興基金条例を次のように制定することとする。

平成29年12月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございますけれども、熊本県平成28年熊本地震復興基金において、被災市町村が地域の実情を踏まえて自主的に判断し、活用できる枠として、創意工夫分の配分が行われることに伴い、この目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、関係条例を定める必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

ここから、皆様にお配りしております西原村平成28年熊本地震復興基金条例（案）の概要におきまして説明をいたします。

この概要をごらんください。

まず、条例制定の趣旨でございますけれども、先ほども申しましたけれども、熊本県平成28年熊本地震復興基金におきまして、被災市町村が地域の実情を踏まえて自主的に判断し、活用できる枠として、創意工夫分の配分が行われることに伴いまして、この目的を達成するための事業に要する経費の財源に充てる基金を設置し、平成28年熊本地震による災害からの早期復興を図るため、関係条例を定める必要があります。

このため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、西原村平成28年熊本地震復興基金を設置する必要があるございます。そのため、この西原村平成28年熊本地震復興基金条例を制定するというところで、関係条例の整備を行うものでございます。

主な内容でございますけれども、国との関係省令の内容により条例を制定するものでございますが、地方自治法第241条第1項では、普通地方公共団体は条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するための基金を設けることができるとなっております。

そこで、今回制定する条例ですが、この西原村平成28年熊本地震復興基金条例でございます。

主な内容ですが、第1条で目的と設置を規定しております。平成28年熊本地震による災害からの早期の復興を図るため、地方自治法の規定に基づき、西原村平成28年熊本地震復興基金を設置するという目的と設置でございます。

第2条で、積み立てとして、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるというものでございます。

第6条の処分分ですが、村長は、第1条に掲げる目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、基金の全部または一部を処分することができるとなっております。

施行の期日ですが、公布の日としております。

それから、効力失効を平成38年12月31日としております。

説明は以上です。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

これは県より復興基金ということで、この後の、あすになります。審議する金額の条例の整備に当たってのことだと思っておりますが、もう大変ありがたいお金ではございますが、このお金の使い道は、極端に言えば村長一存とい

うような感じの、条例の文を読めばうかがえますので、繰りかえ運用や処分あたりについては村長が決定をすることとなっておりますが、今後金額的には出ておりますが、多額の金額でございますので、どういう活用を考えておられるのか、村長にお伺いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）村長一存ではございません。補助裏もだめ、全体的に使うものにしかだめ、この事業とか一部の事業には使われませんので、全ての事業において県に伺いを立てなくてはならないということで、庁内でいろんな各課から上がってきておりますけれども、それが全て通用するとも限りませんので、それは県と相談しながら、それには使ってよろしいですよとか、これはだめですよという返事が必ず来ますので、なかなか使い勝手の悪い基金でございます。

そういったことで、もちろん私の一存では何もできないということでございますので、そこら辺は履き違いのないようによろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）私の履き違いというか、そういう感じではございますが、シカリに至っても、今、村長の答弁から見えますと、極端に言えば県が配って、あとはまだ県がひもつきで持っているというような考えで、村独自の運用といいますか、任せるような感じになってはいますが、それができないならば、何かそこに対して、県に対して、執行部あたりは異議申し立てじゃないけれども、何か努力していただいて、この復興で金の要る時期でございますので、何かそういうできないところの要望といいますか、そういうところを県に言って、私たちの独自の、西原村の独自の運用ができたらと思っておりますので、そういう点、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）もちろん村のために使うということでございます。そして復興に関すること。例えば、今の県のほうにお願いするのを一例申し上げますと、村民グラウンド、グラウンドの外周、側溝も舗装も傷んでおります。これは災害でもないということでもありますので、それをどうにかできないかということを一応上げておりますので、何という返事が来るかもしれませんけれども、そしてグラウンドの南側のトイレの前の舗装、あるいはトレーニングセンターの駐車場、そういったもろもろの工事、そして、グラウンドはもう一つの事業で、あるいはほとんど出し分はございませんけれども、やっていただきますので、そういった、今度はグラウンドがよくなると水はけがというか、勾配をつけますので水の流れが出てくるということで、ひよっとするとあの村道の川まで、西のほうの橋のそばまで側溝を拡張する必要があるかもしれません。

そういったことも踏まえて、そういったところにはできないかということ

は、一応話はしておりますので、できるだけグレーゾーンを白になるように話しながら進めていきたいなど。

ほかにもいろいろもろもろ各課から上がってきておりますので、そういったことも、いろんなこともまとめて一応提出しますので、これはだめ、これはいいと答えが一応返ってきますので、そしてまたその後何に使うのかまた検討しなくちゃならないということ。

4億3,500万円来ますので、有効に、村の財源をできるだけ出さないように、村の財源になっておりますけれども、基金で、今までの一般会計の中から出さないような、こちらのほうから出せるようなことを講じていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）有意義な活用をお願いしたいと思いますが、一応有効期限が平成38年まで10年間というような感じでございますが、そういう縛りがあって、なかなか使えなかったというのはちょっと語弊が出るかもしれませんが、残った場合の残額あたりはどういう処分になるのか、ちょっとお願いします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）もちろん10年かけて使ってしまわないといけませんよ。結局これはよその町村も全く同じです。何しろ使い勝手が悪いなというふうで、全ての町村が言っております。

ということで、もしも、例えばなかなか使い切れなくなったときに、金が余ってくると、少しこの県のやり方が緩んできはしないかなということも期待をするところであります。

残すわけにはまいりませんので、使い切りますので、そこら辺はご心配なく、全てを使いたいというふうに思います。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第47号、西原村平成28年熊本地震復興基金条例の制定について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第47号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第48号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更

及び規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 西山春作君 登壇 説明)

○総務課長(西山春作君) それでは、議案第48号についてご説明いたします。

議案第48号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、阿蘇広域行政事務組規約(昭和63年2月16日熊本県指令地第23号)の一部を次のとおり変更する。

平成29年12月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

阿蘇広域行政事務組規約の一部を変更する規約。

阿蘇広域行政事務組規約の一部を次のように変更する。

第3条の表中、第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号から第14号までを2号ずつ繰り上げる。

第12条第2項中、第13号を第11号に改める。

第13条から第15条を削る。

附則、この規約は知事の許可のあった日から施行する。

提案理由でございますけれども、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提出する理由でございます。

阿蘇広域行政事務組規約第3条に規定する共同処理する事務のうち、広域にわたる総合的な計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務及び広域計画のうち、ふるさと市町村圏計画で定める広域活動計画に基づき行う地域振興事務等に関する事務については、広域計画等策定の根拠要綱でありました広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱が平成21年3月31日付で廃止されたことに伴い、計画等を策定する事務がないことから廃止することとされました。

また、組規約第13条、第14条及び第15条に規定するふるさと市町村圏基金については、平成25年度から平成27年度において、事業等に充当するため取り崩しを行い、基金の全部を処分したことから廃止するものでございます。

次のページから新旧対照表を添付させていただいております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第48号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、議案第48号は原案どおり可決されました。

日程第9、議案第49号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 吉田光範君 登壇 説明)

○建設課長(吉田光範君) 議案第49号についてご説明いたします。

議案第49号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、災補道第2463号、田中高遊線道路災害復旧工事。

2、契約金額4,502万448円。税抜き額4,168万5,600円。

3、契約の相手方、所在地、熊本県菊池郡大津町大林310番地、会社名、肥後木村組株式会社、代表者、代表取締役、澤村奈古。

4、変更前の工期、平成28年10月17日から平成29年12月22日まで。

変更後の工期、平成28年10月17日から平成30年3月26日まで。

今回提案させていただきました議案につきましては、平成28年10月の第4回臨時議会におきまして議決いただき契約をし、平成29年6月の第2回定例会におきまして工期の変更を議決いただきました村道田中高遊線道路災害復旧工事につきまして、再度工期の変更が必要となりましたので、工事請負契約の変更をお願いするものであります。

添付しております箇所図をごらんください。

現場は、田中高遊線の元ホテル入り口付近から延長127m区間の道路のり面の吹きつけモルタルが崩落し、のり面下にある落石防護柵が道路側に押し出された災害でございます。

工法といたしましては、現在崩落しているのり面の吹きつけモルタルを取り除き、現場吹きつけのり枠にて復旧し、のり面の下には同じく落石防護柵を設置する工事でございます。

現在進捗率は35%で、仮設防護柵の設置、のり面の吹きつけモルタルの撤去は済んでおりますが、既設モルタルの吹きつけ背面の地山には直径1m以

上の転石が点在しております。施工時の安全性を検討した結果、仮設土濠をのり面上部に設け、のり面部の掘削及び転石除去までは完了しているところでございます。

現在は地山の土質状況から、復旧工法の再検討を行った上で、国との協議を行っている状況であります。

これら一連の経緯にて不測の日数を要したため、工期の変更を行うものでございます。

以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第49号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第49号は原案どおり可決されました。

日程第10、議案第50号、工事請負変更契約の締結についてを議題とします。内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）議案第50号についてご説明いたします。

議案第50号、工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年12月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、災補道第2496号、星田北平線道路災害復旧工事。

2、契約金額6,389万2,800円。税抜き額5,916万円。

3、契約の相手方、所在地、熊本県阿蘇郡西原村大字河原1086番地、会社名、有限会社堀田建設、代表者、堀田賢司。

4、変更前の工期、平成29年6月13日から平成30年2月16日まで。

変更後の工期、平成29年6月13日から平成30年3月26日まで。

今回提案させていただきました議案につきましては、平成29年6月の第2

回定例会におきまして議決いただき、契約をしました村道星田北平線道路災害復旧工事でございます。

工期の変更が必要となりましたので、工事請負契約の変更をお願いするものであります。

次のページの箇所図をごらんください。

熊本高森線の旧道部分の堀切峠付近の復旧延長220.4mの工事でございます。

内容につきましては、コンクリートブロック積み7カ所、のり砕工2カ所、路盤舗装のやり直し、側溝の敷設がえ、ガードレールの設置等でございます。

ご存じのとおり、今回の提案の箇所は布田川断層に近く、甚大な被害を受けた箇所でございます。現在は本復旧工事に入っており、進捗率は45%程度でございます。

現場内に九州電力の電柱及び共架でN T Tの線路があり、電柱移転に不測の日数を要しましたため工期内竣工が困難となり、工期の変更を行うものでございます。

以上でございます。審議方よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第50号、工事請負変更契約の締結について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第50号は原案どおり可決されました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、次の会議は明日15日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 2時57分 散 会

第 3 号 (1 2 月 1 5 日)

## 平成29年第4回西原村議会定例会会議録

平成29年12月15日、平成29年第4回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

平成29年12月15日（金曜日） 議事日程第3号

- 日程第 1 議案第51号 平成29年度西原村一般会計補正予算（第5号）  
について
- 日程第 2 議案第52号 平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算  
（第2号）について
- 日程第 3 議案第53号 平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補  
正予算（第3号）について
- 日程第 4 議案第54号 平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計  
補正予算（第2号）について
- 日程第 5 議案第55号 平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予  
算（第1号）について
- 日程第 6 発議第 6号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提  
出について
- 日程第 7 組合議会等報告について
- 日程第 8 委員会の閉会中の継続調査申出について

1、応招議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (10名)

1 番	堀 田 直 孝 君
2 番	村 上 高 志 君
3 番	坂 本 隆 文 君
4 番	中 西 義 信 君
5 番	西 口 義 充 君
6 番	上 野 正 博 君
7 番	山 下 一 義 君
8 番	林 田 直 行 君
9 番	桂 悦 朗 君
10 番	宮 田 勝 則 君

4、欠席議員 (なし)

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	坂 園 まゆみ 君
議会事務局書記	松 永 誠 司 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	内田安弘君
教育長	竹下良一君
総務課長	西山春作君
企画商工課長	須藤博君
教育課長	米口三喜男君
会計管理者	中村義光君
税務課長	佐藤光弘君
産業課長	南利孝文君
建設課長	吉田光範君
震災復興推進課長	高本孝嗣君
住民福祉課長	塚元利文君
保健衛生課長	藤吉昌也君
保育園長	前川ちずる君

○議長（宮田勝則君）おはようございます。

本日は全員出席であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第51号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 西山春作君 登壇 説明）

○総務課長（西山春作君）議案第51号についてご説明いたします。

議案第51号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第5号）。

平成29年度西原村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億3,225万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ132億2,821万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加、廃止及び変更は「第2表 地方債補正」による。

平成29年12月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、16、歳入欠かん債、限度額350万円。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

2、廃止。

起債の目的、2、公共事業等債、道路新設改良事業、限度額2,260万円。

3、変更。

起債の目的、8、その他公共施設・公用施設災害復旧事業債、9、宅地耐震化推進事業債、13、文教施設災害復旧事業債、公立社会体育施設災害復旧事業でございます。15、公共土木施設災害復旧事業債、公営住宅災害復旧事業でございます。

補正前でございます。限度額1,560万円、9億9,000万円、710万円、250万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

右のほうになります。補正後になります。限度額1,950万円、11億円、920万円、1,600万円、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出補正の主なものについてご説明いたします。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

下段のほう、下のほうになりますけれども、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金3,780万円の減額補正、道路事業の社会資本整備総合交付金の減額でございます。

その下になります。目8災害復旧費国庫補助金6,212万4,000円の増額補正でございます。公営住宅災害復旧費補助金の増額です。

9ページをお願いいたします。

中段になりますけれども、款15県支出金、項2県補助金、目5総務費県補助金4億5,221万2,000円の増額補正でございます。熊本地震復興基金交付金の創意工夫分等の増額でございます。

10ページをお願いいたします。

一番上になりますけれども、款17寄付金、項1寄付金、目1指定寄付金1億1,243万4,000円の増額補正、災害復興復旧寄附金及びふるさと納税災害復興復旧寄附金の増額でございます。

その下になります。款20諸収入、項4雑入、目1雑入2,505万5,000円の増額補正でございます。市町村振興協会交付金等の増額でございます。

その下になります。款21村債、項1村債、目2公共事業等債2,260万円の減額。道路新設改良事業の減額でございます。

目6災害復旧事業債1億2,950万円の増額補正、公営住宅災害復旧事業及びがけ崩れ対策事業の宅地耐震化推進事業等の増額でございます。

次に、11ページから歳出でございます。

12ページをお願いいたします。

上段になりますけれども、款2総務費、項1総務管理費、目7基金費5億9,743万5,000円の増額、西原村平成28年熊本地震復興基金積立金4億3,500万円、災害復興基金積立金1億1,243万5,000円、財政調整基金積立金5,000万円の増額でございます。

目8企画費1,743万5,000円の増額、ふるさと納税寄附金特産品代等の増額でございます。

14ページをお願いいたします。

一番上、上段になりますけれども、款3民生費、項1社会福祉費、目8後期高齢者医療費1,226万2,000円の増額補正でございます。療養給付費分の後期高齢者医療特別会計への繰り出しでございます。

15ページをお願いいたします。

一番上、上段になりますけれども、項3 災害救助費、目3 熊本地震災害救助費4,816万円の増額補正、平成28年度災害救助費県負担金返還金でございます。

17ページをお願いいたします。

17ページ上段になりますが、款7 土木費、項2 道路橋梁費、目2 道路新設改良費6,734万7,000円の減額補正でございます。道路新設改良工事請負費の減額などがございます。

19ページをお願いいたします。

中段になりますけれども、款10 災害復旧費、項2 公共土木施設災害復旧費、目2 公営住宅災害復旧費7,557万6,000円の増額補正でございます。河原団地災害復旧新築工事の増額でございます。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1 番議員、堀田直孝君。

○1 番議員（堀田直孝君）1 番、堀田です。2 点ほどお願いしたいと思えます。

まずは、8 ページですけれども、国庫支出金14款 1 項の民生費国庫負担金が149万円、それと県で、次のページですけれども74万5,000円、これ教育・保育給付費県負担金がふえておりますが、このふえた要因として、これは地震が関連しているか関連していないかという質問が1 つと、次は13 ページですけれども、総務費の徴税費の還付加算金なんですけれども、歳出還付がっておりますが、この税目はいかな税目だったかということ、2 点お願いします。

○議長（宮田勝則君）後半の税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）先に税務課のほうからお答えさせていただきたいと思えます。

主な要因は、法人が多額であります。今回は固定資産税が去年より多くなっているということ、それと住民税も例年より多くなってきたということで、当初予算をお願いした予定よりも多額になってきているということで、補正をお願いいたしました。以上です。

○議長（宮田勝則君）堀田君。

○1 番議員（堀田直孝君）課長の説明で固定資産税もあったということでございますが、ちょっと固定資産税関連します。ちょっとよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）はい、許可します。

○1 番議員（堀田直孝君）今回の地震において、地震で被災された方、この方のために負担軽減等の特例措置が創設されたと思えますが、その内容をちょっと説明をお願いいたします。

- 議長（宮田勝則君）税務課長。
- 税務課長（佐藤光弘君）熊本地震に係る固定資産税、これ被災代替家屋と被災償却資産の特例ということで、簡単に言いますと被災によって代替をされた家屋の新築または改築、それと別件で購入されたものにつきましては、4年間その面積相当数の分については2分の1の特例があるということでございます。
- 議長（宮田勝則君）堀田君。
- 1番議員（堀田直孝君）この措置があったことを住民の方はご存じなのか、どういう形で周知されているか、大事なことなのでできるだけ周知していただきたいと思いますが。
- 議長（宮田勝則君）税務課長。
- 税務課長（佐藤光弘君）この特例が今年度になって国のほうからまいりましたものですから、10月の広報紙、それからホームページ、それと新築家屋等の評価、改築家屋等の評価に行く前にその申請書を送付して、その評価のときにもらう。それから減価償却の今申告の通知を出しておりますけれども、その中にもこの文章を入れて送付しているような状況でございます。
- 議長（宮田勝則君）よございますか、今のは。  
次に、住民福祉課長。
- 住民福祉課長（塚元利文君）お答えいたします。  
まず、民生費の149万円のほうですけれども、これにつきましては私立保育園が当初1名予定しておりましたけれども、現在3名ということで人数がふえた関係で増額した部分になります。  
それとあと、県補助金の17万9,000円につきましても、当初は1名だったんですけれども、これが3名になったということで、これもこの部分で増額という形になってきます。以上です。
- 議長（宮田勝則君）1番、堀田君。
- 1番議員（堀田直孝君）ふえたのが自然にただふえたのか、地震に関連してふえたのかという質問でございましたが、それは関連性はどうでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）住民福祉課長。
- 住民福祉課長（塚元利文君）ちょっとそこまで詳しくは把握しておりませんが、地震とは関連していなかったと思います。
- 議長（宮田勝則君）よございますか。
- 1番議員（堀田直孝君）はい。
- 議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。  
6番議員、上野正博君。
- 6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。  
9ページの熊本地震復興基金交付金の4億3,500万円の使い道について、ちょっとお尋ねします。これは昨日も議論がありましたが、創意工夫分とい

うことで、なかなか使い道が制限されていて難しいというようなことで、思案が大変だと思いますが、補助のない納骨堂の修理、また集落の観音さんなどのお堂など、これには2分の1の村の補助が出ておりますが、もっとこの基金で手厚い援助ができないかと。集落の観音さんやお堂、納骨堂なんかは、今、住民の被災に遭った皆さんが自己再建で、こういうのを負担するというのはもうとてもじゃないということでございますので、この基金で何とかできないか、ちょっとその辺のところをお尋ねします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前10時21分）

（午前10時23分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

答弁を、教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）ほくらについては、限度額は1,000万円、そして事業費の2分の1というような形で基金のほうは出すところであります。この基金についても、この2分の1というのが熊本地震復興基金、この部分から2分の1が交付されると、該当するものについては。

今回補正で計上されていますのが、熊本地震復興基金交付金（創意工夫分）というような形で、別枠の交付金になります。ですので、当初交付している交付金の残りの2分の1に、今回計上している創意工夫分の交付金を充当することは制度上現在できないというような仕組みになっているところであります。以上です。

○議長（宮田勝則君）次に、保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）今、教育課長がご説明したとおりでございます。墓地事業につきましても同じ基金を使っておりますので、答弁としては同じ答えになります。以上です。

○議長（宮田勝則君）よございますか。ほかに質疑ございませんか。

5番議員、西口義充君。

○5番議員（西口義充君）5番議員、西口です。

2点ほど質問させていただきます。これ関連しておりますけれども、大丈夫でしょうか。

○議長（宮田勝則君）許可します。

○5番議員（西口義充君）風の里キャンプ場管理棟外構工事がとってとありますけれども、これに今回ロジックと施設のほうの入札において不落が続いております。それにその村民体育館のほうの不落もあっておりますけれども、これはやはり……12ページと19ページです。社会体育施設災害復旧費。村民体育館と。12ページが風の里キャンプ場管理棟整備外構工事、入札の場でこれが不落に通じておりますけれども、やはりこれは何が一番問題なのか、企

画のほうで検討されたことはございますか。お尋ねをいたします。

○議長（宮田勝則君）企画課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

ご指摘のとおり、このキャンプ場の管理棟の新築とロッジの改修工事につきましては、この間2回入札を実施いたしましたが、結果といたしまして、不調・不落、中止という状況でございます。

当然ながら、私どもの発注者の責任といたしまして、この受注を成立させるというのは当然目的として求められてございます。2回の不調・不落等を受けまして、内容の精査をいうことをまずさせていただきました。資材単価等の最近の直近の今の市場状況、情勢も含めましてその辺の見直しと、あと発注の方法といたしまして、今月また再度3回目の入札発注を予定しておりますが、管理棟の新築分とロッジの改修分あわせました1件の工事という形で、内容をまた見直すということでの工事発注を今回また3回目の入札を実施する予定でございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）教育委員会の村民体育館についても、今月中に2回目の入札を予定しております。工事内容としては変更はしておりませんが、諸経費関係が変わったということで、再入札をするところであります。業者を組みかえて再入札ということで対応したいと思っております。

原因としては、職人さんもしくは現場監督員が非常に厳しい状況だったというような形での不落だったとしております。以上です。

○議長（宮田勝則君）西口君。

○5番議員（西口義充君）次の入札に不落がなくなればいいと思っておりますけれども、続くおそれもあるんじゃないかと思っております。今の建築状況を見てみますと、非常に材料と賃金等は上がっているのは間違いございません。我々が女川町に研修視察に行ったときに、今まで幾らで住宅ができていたのかという問いをしましたときに、坪単価50万円でできておりましたと。でも今は100万円かかっておりますというような、そのときの答弁がございました。やはり、非常に、急に材料等も賃金等も上がっておりますので、続くおそれがあると思っておりますけれども、そのときにはやはり金額のまた見直しをやって、再度入札するのか、そこら辺をまたお聞きしたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）企画課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

当然3回目、今月予定しておりますが、仮に入札が不調・不落等の状況になれば、当然ながらまた内容を精査して、何に問題があったかというところは把握しながら、また次回以降の発注につなげたいと思っております。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）工事関係については、今回諸経費関係で若干金額

が変わっておりますので、その分で補正をお願いしているところでもあります。

今月入札予定が不落になれば、工事入札方法を見直す方法も一つの案として思っているところであります。以上です。

○議長（宮田勝則君）5番、西口君。

○5番議員（西口義充君）入札でとっていただくならば本当安心するわけがありませんけれども、職員の皆様で努力をしていただいて、なるべくとっていただくようお願い申し上げます。以上、質問終わります。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

3番議員、坂本隆文君。

○3番議員（坂本隆文君）3番、坂本です。

ページは19ページになります。款10災害復旧費、河原団地の災害復旧工事になっております。2棟の4世帯というふう聞いておりますけれども、これはもともと住まれていた方が住まれるのか、また新たに住まれるのかをお聞きしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（宮田勝則君）総務課長。

○総務課長（西山春作君）この新しい住宅については、今ちょうどその分というのは入居者はいらっしゃいませんので、新しく入居されるというふうに考えております。

○議長（宮田勝則君）坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）じゃ、それについて関連でもよろしいでしょうか。

○議長（宮田勝則君）許可します。

○3番議員（坂本隆文君）例えばこういうところに復興住宅に住めない方が住まれることも可能であるかと思っておりますけれども、そうなるときに、復興住宅もそうですけれども、もともとのお持ちであった土地、これ宅地をお持ちをあると思っておりますけれども、こちらのほうの税金というのはどういうふうになりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君）災害に遭った宅地というところになりますと、宅地が建っていた場合は課税標準の特例というのがありまして、最大6分の1と、小規模住宅用地の6分の1というふうになりますけれども、そのところにもう家を建てないという場合には、雑種地というふうな形になります。その場合は、金額、評価額は約3分の1ほど下がりますけれども、その特例というのがなくなりますので、若干の増額にはなるかというふうになります。

○議長（宮田勝則君）今ので。

坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）じゃ、少し安くなったり、地目変更とかもできるということよろしいでしょうか。

- 議長（宮田勝則君）税務課長。
- 税務課長（佐藤光弘君）現況評価という形になりますので、地目を登記所のほうに変更されるということも可能だと思いますけれども、もう将来的に使わないという場合には、山林にされる場合には近隣地の宅地を持っておられるといたしますか、家屋を持っておられて住まわれている方の同意は要らないと思うんですが、ある程度の同意が得られれば山林にされるようにお勧めしたり、畑をされるのであれば畑のほうに改良していただいて、畑地にされるようにお勧めはしております。以上です。よろしいですか。
- 議長（宮田勝則君）坂本君。
- 3番議員（坂本隆文君）もう一つ関連でよろしいでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）余り逸脱した場合はとめます。許可します。
- 3番議員（坂本隆文君）また、もともとの土地に家を建てられるという方もおられると思います。先日、下小森のほうでもリバースモーゲージをしたらどうかという話も上がってございましたけれども、こういうところでもリバースモーゲージ、下小森だけではなく、今までのお持ちの土地でそういうことをされると思いますけれども、いまいち議員の方、私も含めてですけれども、リバースモーゲージのほうをちょっと内容をちゃんと把握していないので、その辺の説明とかを聞いてよろしいのでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）許可します。  
住民福祉課長。
- 住民福祉課長（塚元利文君）お答えします。  
リバースモーゲージにつきましては、土地、建物を担保にして銀行とかの金融機関から金を借りまして、生きていうちは利子だけを支払っていくと。亡くなった場合はもうその不動産、土地、建物を処分して余った分を遺族の方に差し上げるというような形になるということ把握しております。以上です。
- 議長（宮田勝則君）3番、坂本君。
- 3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。  
熊本県は特例で850万円ほどの利子補給もこのリバースモーゲージであったということだったと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。
- 議長（宮田勝則君）福祉課長。
- 住民福祉課長（塚元利文君）今、県のほうでは利子補給ということで、一般家庭の利子補給とあとリバースモーゲージ、2つをやっておられます。以上です。
- 議長（宮田勝則君）坂本君。
- 3番議員（坂本隆文君）もう一つ、別な質問です。  
12ページになります。ふるさと納税のほうがあっておりますけれども、また12月になっておりまして、いけば駆け込み需要ということもございますけ

れども、大変なふるさと納税、西原村にも寄附されております。その中で思ったことが、西原村の役場職員の方々が村外に住所を置いておられる方もおられると思いますけれども、そういう方々のふるさと納税とかその辺のほうは、村長、どういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）企画課長。

○企画商工課長（須藤 博君）お答えいたします。

質問の件につきましては、村外職員が納税をしているかという分については、まだ確認をしている状況ではございません。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）確かに村外の方々住所を持っておられる方おられます。

当然ながらそういったこと、ふるさと納税ということで西原村に納税していただくということは、今後、役場職員として啓発をしていくならというように思います。

それぞれの意思でありますので、強制はなかなかできないところがございますけれども、そういったことを当然ながらしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）3番、坂本君。

○3番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

今12月でございますので、いろいろご検討されて強制はできないということで、その辺を考慮しながらでもよろしく願いいたします。終わります。

（「議長、言い足りなかった分があるんですよ」の声あり）

○議長（宮田勝則君）税務課長より、答弁の補足があります。

○税務課長（佐藤光弘君）先ほど災害公営住宅関連の話、質問がございましたけれども、1つちょっと私のほうが言いそびれましたので、つけ加えさせていただきますと思います。

被災された住宅がまたもとの土地に家を建てられるときに、今現在は宅地が建っていないという状況で、それには特例がありまして、もとの家に建てる場合には今のところ平成29年度、30年度について申請していただければ、家の建っているものとしての課税標準の特例が受けられるということをつけ加えさせていただきますと思います。終わります。

○議長（宮田勝則君）よございますか。

○3番議員（坂本隆文君）はい。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、山下一義君。

○7番議員（山下一義君）7番議員、山下です。

ページ数は10ページになります。款21村債、6番の災害復旧事業債。今、山西地区に45戸の種馬所に災害公営住宅が予定をされていると聞いております。これで、私たちも再々お願いをしておりましたのは、山西小学校が運動

会とかイベントの折にあそこを駐車場として利用して、あそこが満杯になります。その分の駐車場の台数分の確保はできているのかを1つお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）教育課長。

○教育課長（米口三喜男君）運動会等の駐車場台数確保ということですが、そこまでちょっとまだ、台数の確保というところまで論議はしておりません。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）台数が確保されないとなりますと、山西小学校の駐車場スペースが非常に父兄の方も困ると思います。それなりに、やはりあそこを私たちがお願いしていたスペースは確保してもらわないと困ると思いますけれども。今後その予定はありますか。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）おはようございます。

ただいまの質問につきまして、種馬所地体をご存じのように、種馬所とどんぐり山ということで、建設の45戸の災害公営住宅に当たりましては、万徳地区、また小学校関係が使われていることはもう承知の上、あそこのほうに計画をさせていただいております。

ご存じのように、種馬所の中にはいろんな建物がございました。牛のつなぎ場だったり、酪農の事務所だったり。県道沿い、旧道沿いのほうには農協の倉庫ということで、全ての建物につきましては現在解体で撤去されております。本来であるならば、もともとそちらのほうが建っている状況の中で山西小学校が運動会あたりで使っている部分につきましては、大体倉庫の前の砂利、公民館の後ろの砂利、それとどちらかといいますと一段高いところになります。今度建設するところにつきましては、一段ちょっと下がったところで、今まで小学校の駐車場あたりで使用されていないところをメインにうちのほうは45戸の建設をさせていただくということで、余り建設したからといって駐車場に影響するようなどころではないと。逆に、農協の倉庫あたりが撤退して広がっている部分が活かされればというふうに思っておりますので、何ら影響があるとは我々としては思っておりません。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）では、私たちの要望を受け入れてそういうふうな内容で駐車できるということの内容ですか。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）要望と言われますとあれですけども、先ほども申し上げましたように、元来使われている部分につきましては、そのまま余り影響がないようなどころで建設を計画いたしたということで、本来ならば種馬所を運動会するときにも使われておりますけれども、年に数回ほど

種馬所のほうということで、今使われている部分につきましては、私が知る限りでは子どもたちの保育園跡地にあります学童保育ですか、あれが建設されまして、あちらのほうの迂回が、子どもたちの送迎がちょっとできなくなりまして、今山西の種馬所、要は万徳公民館の裏あたりを今利用されているということで今認識しておりますけれども、その延長線上にあの砂利あたりはずっとあって、その砂利の中を今運動会のときには駐車場として使われているということで、それと駐車場が足りないところは一応万徳地区の方々のご協力をいただいて、運送会社さんの空き地だったり、または小学校の西側の畑あたりを利用されて今活用されております。

運動会、その他小学校が必要なときには、我々が保護者会にいたときには、やはりそれなりに役場のほうの総務課のほうにその種馬所の使用についてはきちっと使わせていただきたいという届け出の中で活用させていただいております。種馬所は本来は学校の敷地じゃございませんので、その辺のところはご理解をさせていただければというふうに、村の財産でありながら村を今後災害公営住宅の一部として今度建設させていただきましても、学校の駐車場の敷地に今利用されている状況を邪魔するわけでもなく、今まで活用されている部分を確保しながら、災害公営住宅の建設には当たっているというふうに認識しておりますので、どうかご理解をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）わかりました。

次の質問ですけれども、57戸の山西と河原で今建設を予定されております。これの入居者の確定は済んでいるのか。もしこれの増減がふえた場合、村としてどのような今後対処をしていくのかお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）山西のほうに45戸、河原のほうに12戸ということで、現在57戸の建設を予定しております。

元来、去年の暮れあたりぐらいには一応要望といたしまして、災害に見舞われた方々の聞き取り調査あたりをしております。そのときには80戸程度というふうに伺っております。その80の前後で、我々といたしましては災害公営住宅につきましては、みんな入られるんですけども、その後すぐ、期間的には1年もないかと思っておりますけれども、公営住宅に移りかわったときには所得の制限がございまして、その方々については、やはり行く行くは退去していただいたりいろいろするという可能性もございまして、最初からそこに入っていただくよりも、別なところの方法はないかなという模索をしながら頑張っているところでございます。

現時点で仮設住宅の一応木造住宅がございまして、そちらのほうも、うちのほうとしては公営住宅、災害公営住宅じゃなくて村の公営住宅にならないか

ということを模索しながら、あちらのほうのものを一応変動型、要は戸数がふえた分向こうのほうをある程度そういった方々が、今も希望がいらっしやいますけれども、あちらのほうで住宅として使えないだろうかという要望が今現在もあっておりますので、あちらのほうを変動しながら57戸のほうは確保して、木造住宅のほう、仮設のほうを変動の対応策として使わせていただくならということで、今後はあちらのほうを何とか住宅をするならというふうに思っております。

現時点では入居の方々の確定はしておりません。今から先また年が明けたら、それぞれの要望によって、こちらのほうからまたご連絡をしながら確定をある程度はしていきたいというふうに思っております。所得の高い人、または家を再建するような人については、できるだけ災害公営住宅はご遠慮していただきたいというふうに思っておりますので、今後はその辺のところの調整をしながら、普通の木造住宅あたりの事業については検討させていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）7番、山下君。

○7番議員（山下一義君）今、仮設住宅につきましては、村の計らいによって集落別に住民の方々が入られています。これは非常にいい提案だったと私も思っております。

なぜかといいますと、やはり集落のコミュニティー、友達とか、そういうところが今も保たれておりますけれども、今後災害公営住宅について集落別にある程度希望するのか、あるいは抽せんにするのか、あるいは自分の好きなところに入っていいのか、委員会のときも言いましたように、犬、特に犬、そういうのを含めたのがやはり住民にとって犬の鳴き声とか、そういうのによってホームシックになるような方々もおられます。ですから、どのような方法をとられて今後入居者を入居させるのか、そういうところは検討されておられますか。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）委員会でも申し上げましたと思うんですけども、復興課といたしましては、家を建てるまでの仕事なんですけれども、入居される方々についても我々が責任を持ってということで、総務課とあと住民福祉課とその3課によって、入られる方々の希望に沿ったような形で、我々3課によってある程度は決めていきたいというふうに思っておりますけれども、最終的な決定はまた別な方法でいくかと思えます。

一応犬だったり、そういった住まれる方々の居住の場所については、ある程度こちらのほうで把握しながら住民福祉課のほうもありますし、保健衛生課の方々にも聞いて、やはり保健師あたりに聞いて、その家庭の事情、また個人の事情あたりも把握しながら、できるだけ住みやすい箇所の方ということで、駐車場に近い場所だったりそういったものについては、うちのほ

うで検討させながらしていきたいというふうに思っております。

山西、河原については、本人さんたちの希望はある程度とりながら、やはりどうしても山西が多かったり河原が多かったりしたときには、どちらか一方のほうに移っていただくというのは、その辺のところについても協議の上で、やっぱり抽せんというよりももう我々からすればその辺のところは相對でお話をしながら、協議をしながら、譲り合いをしていただきたいというふうに考えておりますので、まず抽せんは今のところは考えておりませんので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）山下君。

○7番議員（山下一義君）もう一点お願いします。

19ページになります。款10災害復旧費なのですけれども、小規模農地水路・農道の早期復旧支援事業交付金のところなのですけれども、今特に下小森地区において、上井手、下井手に水が流れておりません。特に下井手、これは防火用水あるいは家庭用水の役目を果たしておると思います。特にここ2年ほど流れておりませんので、住民の方から夏場になるとやはり蚊が多いという、衛生面にも非常に不愉快な感じを持たれております。

その点で、この下井手だけでも何とか井手に水を流してほしいという要望を聞いております。いつになったら下井手はこの水を流せるような状況になるのか、把握できていれば教えてもらいたいと思います。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）今の下井手の質問についてお答えいたします。

現在下井手につきましては、ゲンパチオトシから下流側の約200m区間に つきましては、建設省が行う予定になっております。建設省が今現在橋梁の復旧を行っていきまして、下井手のほうは取りかかる予定には、今現在ではなっておりません。

うちのほうとしましては、できれば仮に今の土砂撤去だけを行うならと思っております。今現段階では、下井手につきましてはいつ流せるという決断はしておりません。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）山下君。

○7番議員（山下一義君）できましたら、何とか下井手だけでも生活面の衛生面も含めまして、できるだけ早く流してほしいというふうにお願いを申し上げます。以上です。

○議長（宮田勝則君）お願いですか。

○7番議員（山下一義君）はい。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）すみません。先ほど建設省と言いましたけれども、国交省です。

山下議員が言われたように、なるべくうちのほうも早目に通水はしたいと

思っております。1回本線を流しても、まだ枝線がどうなっているかわからない状態もありますし、現場を見させていただいたんですが、かなりの損傷が見えます。1回流せば今度復旧するときまた何カ月という、止めざるを得ない部分が出てきますので、その辺は慎重に、うちのほうも土地改良区さんあたり、地元関係者との調整を行いまして、できるだけ早目の調整をしたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

6番議員、上野正博君。

○6番議員（上野正博君）6番議員、上野です。

今、山下議員と同じ項目で、19ページの款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費について、ちょっとお尋ねします。

3億6,209万8,000円という予算を組んでありますが、今度の補正には直接関係していませんが、被災農業者向け経営体育成支援事業、いわゆる9割補助ですね。9割補助のことについてちょっとお尋ねします。

今あちこち立派な納屋ができ上がってきております。既存の面積よりも広い場合と木造から鉄筋になった場合は、もちろん負担額は変わってくると思いますが、この辺のところをどのように厳しくチェックされているか。それと、この事業の完了度は今現在何%ぐらいか。負担額の支払いについて問題点は起きていないか、以上お聞きいたします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）経営体事業、いわゆる農業用倉庫の復旧の事業の話だと思いますけれども、まず進捗につきましてですが、11月末現在で66.7%が検査が完了ということで、今終わり次第、工事が完了次第検査に回るということで、若干これよりまた伸びているのかなど。ただ、ありますように宅地の造成ができないとまだ建てられないというような方もいらっしゃいますので、そういった方が残りの方になっているというような形でございます。

従前の施設よりも規模ないしは企画が、工事をした分についてのお尋ねでございしますが、これは当然従前の施設と比較して、機能向上ないしは規模向上をした分については、差額分については補助対象から控除しているということでございます。これは、従前の図面等を作成いただいて、あるいは写真とか被災した後の土地の状況とか、そういったのを確認した上でそういった数字を算定しているところであります。

支払いにつきましては、国からの補助金が通常は年に1回3月末ないしは4月ということで支払いがございします。それを受け入れまして、受益者さんに支払うというのが通常でございしますが、今回非常に金額も大きゅうございしますし、件数も多うございしますので、年に4回の支払いをいただいております。1回の支払いあたりがやっぱり数億円ということで、なかなか財政が厳しい状況でございしますので、村のほうを立てかえて支払うということは難し

いということでありますので、国の補助金が入り次第、農家さんへのお支払いをしているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）6番、上野君。

○6番議員（上野正博君）個人の負担額の支払いは順調にいつているかと。もう支払いは個人で落成した場合はもうお金は払っているんですか、1割を。9割補助の件。国が9割でしょう。個人負担が1割でしょう。その1割分は皆さん順調に払っておられるか。いや、これ俺ちょっとこれは金額大きくなったので、ちょっと俺払えないというようなトラブルはあってないかと。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）個人負担の部分が払えないので払えないという案件は聞いておりません。ないというふうに理解しております。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ありませんか。

8番議員、林田直行君。

○8番議員（林田直行君）8番、林田です。

今、上野議員の質問に関連しまして、経営支援体の事業あたりで、一応事業的には完了して、建設業さんあたりには立てかえて建ててもらっている方や、大きい金額は会社あたりは事前に前払いのような感じで納めている農家さんもおられます。そういう中でお聞きすれば、事業者さんあたりからはまだお金を、先ほど課長が言われておりますように国からのお金が来ないので、まだ掛けをしているというような感じですね。また大きい農家にしましても、半分しか来ていないのもう半分はまた金融機関から利子補給というお金を借りて、また支払いをしているというようなお話を聞いております。

それにおきまして、会計課もあります、財政積み立てを今度5,000万円もやっておられます。いろいろ積み立てがあるかと思いますが、ほかの収支としまして、会計課あたりからの説明を受けますと、月々約10億円も超えて7億円以上の支出があるというような状況を聞いております。10億円ぐらいを考えていたらいいじゃないかなという考えでおりますが、今後業者さんあたりのお金が、今度、今年末ではございますが、ほかの資材屋さんからも請求が来ると思われます。そういうことで、そういう支払いができない業者さんあたりの手当てといたしますか、そういう考えで村の財政を考えた場合、大変きつとは思いますが、財調あたり取り崩しをされまして、一時的ではございますがお支払いできるような形はできないかということをお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時04分）

（午前11時20分）

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

先ほどの林田議員の質問に対しまして、村長より答弁いたします。

村長。

○村長（日置和彦君）業者さんに払う金がないということで、財調あたりから取り崩してできないかということでございます。

今まで、国のほうの総務省、国土交通省あるいは財務省あたりに要望活動をずっと行ってまいりました。その中で、西原村は金があるでしょうと言われました。もちろん西原村の財調がどれだけあるということは国のほうも把握しておりますので、そう言われました。はい、ありますと言いました。しかし、その金は今ここで出すべき金ではないと。今から先復興に向けていろんなところでお金が要りますと。だからその分はまだまだ取り崩すんじゃなくして、とっておきますと。そしてまた今後復旧が終わってふだんの西原村になったときに、借金ばかり残りますので、次の世代の人が何にもできなと。この道路広げてくれとか側溝をつくってくれとか、あるいは舗装してくれと言っても、それは余裕的財源がないということで、今後何年後か次の世代の人が大変苦勞なされるんじゃないかなろうかなと。そのためにこの金はとっておきますよと私申し上げてきました。

だから、この前行ったのは、補正予算を出してくれんかということで申し上げました。そしてその中で、私は次の世代を守るための命がけで話をしてるんですよと申し上げました。それに、最初は3回行きました、もちろん。3回要望に行って、最初は門前払いじゃないけれども、なかなか打ち合ってくれないと。3回目ようやく事情がよくわかりましたと。どうにかしましようということで、多分にも補正予算がつくんじゃなろうかなと私は推測しておりますけれども。

そういったことで、この財調を取り崩して払ってもらえないと言われても、これは個人の財産をつくるための財産でありますので、それを村が立てかえるということではできなくて、国から来たならそのまますぐ支払うという形でさせていただくならばというふうに思っております。

財調を取り崩すことは、今後、地がけとか滑動崩落とか小規模住宅とか都市防災とかいろんな事業を控えております。約89億円、90億円ぐらいかかります。90億円の4割、36億円を前渡金として渡さなければなりません。その金もございません。だから、今ためておる財調をある程度取り崩して、あるいはまた一借の枠を広げて、これはまた議員さんをお願いしなくてはなりませんけれども、その枠を広げてでもその4割を払わなくちゃならない。これは後で返ってくる金でありますので、余り心配することはございませんけれども、しかしその金はまず払わなくちゃならないと、4割は、前渡金として。だからその36億円、用意はしなくちゃなりません。

今後またそういったことで、財政的に本当にきつく苦しいときが平成30年度はやってくるんじゃないかなろうかなというふうに思います。そういったこと

で、財調から払えないことはご理解いただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮田勝則君）次に、産業課長より経営体育成支援事業の内容を含めて答弁をいただきます。

産業課長。

○産業課長（南利孝文君）現在の事務的な手続でございますが、事業を実施いたします際に希望される農家さんに対しましては、そういったことを想定して一時借入れ等も発生するというご説明をいたしておるというふうに理解しております。

ですので、今の段階では、先ほど申しましたように国の補助金が入り次第お支払いするというようなことで、それまでは借入れなり、あるいは業者さんと調整をいただくということをお願いをしておるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）8番、林田君。

○8番議員（林田直行君）財調からは取り崩しはできないということございまして、産業課あたりからは事業が終わらなければ、その後国が金を出さないなら出せないというような回答というか、受け取ってよございませうか。

そういうことならば、いろいろマスコミあたりでも市内のほう、いろいろ業者さんあたりが問題にされていたというのがありますが、西原村がそういうことにならないでほしいというか、いろいろ訴える人はいないだろうとは思いますが、そういう何か考えから少し考えがあったのも一つでございます。

そうならば、何かちょっと借入れあたりもしてでも一時、業者さんあたりにはやっぱりできないかなという考えも、先ほど言いましたが、そればかりじゃなくして、収支状況が大分村が逼迫しているところとは思っておりますので、どういう考え、一応基本的には国からのお金が来ないならば、それまでは各農家さんあたりが個別でお金を借りて、業者さんに支払っていただくという解釈でよございませうでしょうか。

一応基本的、産業課長にそういう考えか、そしてまた、村としては一時借入れあたりで、財調がだめならそういうあれで対応はできないかということをお聞きいたします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）林田議員おっしゃるとおり、やっぱり農家さんには一時借入れをお願いしたいということで、今お願いを進めているところがあります。あるいは業者さんとの調整ということで、事務的には進めているところがございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）暫時休憩します。

（午前11時27分）

(午前 11 時 28 分)

○議長（宮田勝則君）休憩前に引き続き会議を再開します。

8 番、林田君。

○8 番議員（林田直行君）大体わかりました。あとは、農家さんあたりで努力していただいて、村もできるだけの努力をしていただきたいと思います。と思っています。

それと、先ほど上野議員からもありました神社仏閣の取り扱いについてでございます。先ほどは復興基金のほうからは2分の1ということで、創意工夫分はだめだということでございますが、逆に、創意工夫分の枠分の容量といますか、使うことに対してをちょっと見てみますと、負担が大きいかまた公共性が高いものは3分の2ぐらいというようなことを書いてあります。神社といますが、西原村も大きい神社が大分崩壊している箇所が何カ所かありまして、そういうところであって、その氏子さんたちが、そういうところあったところがまた氏子さんたちが住家をなくしたりということで、相当な被害を受けて、その後再建に向けてのめどが、やっぱり先ほど言われましたように立ってない状況でございます。

早急とは申しませんが、できる限りそれを使わないで創意工夫分が使われるならば、少しの検討をしていただけないかということをお尋ねいたします。

○議長（宮田勝則君）村長。

○村長（日置和彦君）復興基金のほうで補助金、交付金がございますので、基本的に補助裏はできないということでございます。神社仏閣、本当に我々の小さいときも、あそこは憩いの場、遊び場ということで、住民の方々もそこでコミュニケーションがとれたところでもありますので、早目に復興したいという気持ちは十分にわかります。ただ、村から幾らかまだ別個に出せということになれば、何年かたたないと今の状況では、今すぐ村から出すのは、本当に厳しいところがございます。

すべきことはしなくてはなりません。これはまず、被災者の方々の宅地の再建、それで住家の再建、これが一番最初でなかろうかというふうに思います。衣食住とありますけれども、私は今は住が一番大事じゃなかろうかなと。食べる物もある、着る物もございますので、住むところがないということで。そういった方々のために、まず何をしなくてはならないのか。そこが大切じゃなかろうかなと思いますので、今しばらく何年かすれば、じゃ、村から少しでもどうにかできないかなという思いはありますけれども、今すぐどうこうはなかなか厳しゅうございます。以上です。

○議長（宮田勝則君）8 番、林田君。

○8 番議員（林田直行君）ありがとうございます。

村もそういう検討は後々は考えているというような回答でいいと思います。

が、一応いつも秋の祭りで、そういう大きいところは秋の祭りということで、この復興を気持ちで支えるためということで、一生懸命に地元としても頑張っておられます。そこの状況をお含みいただいて、とりあえずは住が確かに大事だとは思っておりますので、そこのある程度のめどかつきましたなら、金額が4億2,500万円ぐらいの金額ではございますが、少しでも氏子さんたちのためになるならばと思っておりますので、よろしく願いしておきます。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

2番議員、村上高志君。

○2番議員（村上高志君）上野議員の質問につけ加えてお尋ねしますが、産業課長に、住宅、農家さんの小屋をつくっておられますが、今後の使用の内容、また乗用車等を車庫がわりで入れたらアウトというようなそういう話も聞いておりますが、農家さんにそういう説明はちゃんとしておられるのか、ちょっと伺います。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）先ほど回答いたしましたとおり、従前の規模というのはまず大前提でございます。だから、農業用の軽トラとか農業用機械以外を入れる、自家用車を入れるためにスペースを大きくしたとかというようなケースであれば、当然その部分は自己負担になってまいります。ただ、従前の大きさがわかっていて、そのサイズでつくるということであれば、それは従前のものをそのまま復旧したという形になりますので、そういった利用になるのかなというふうに理解しております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）村上君。

○2番議員（村上高志君）今、私たちの地区でもちゃんとした小屋ができておりますが、見たところによりますと乗用車が入っているところも見かけたことがございます。また、そういう話の中で、片一方は乗用車を入れたらアウトということを生懸命言って、倉庫の中には入れないでおられる方もおられますので、そういう食い違いがございましたので、お尋ねしました。以上です。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）先ほども申しましたとおり、乗用車を入れるか入れないかというのが一番重要なことではないかと思っております。従前の規模でもって従前の農作業、あるいは農業用倉庫として利用するのかどうかということが一番重要であるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

○9番議員（桂悦朗君）9番議員、桂です。

先ほど山下議員が質問されましたけれども、災害公営住宅、先日この配置

図をもらっているんですが、大体このとおりに作る予定でおられるのでしょうか。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）皆さん方にお配りしている資料というのは、この地図で一番最初に業者さんを決めるときに書いていただいた絵でございます。それを参考にとということで、一応しております。45戸と12戸の配置がそれぞれされておりますけれども、それががっちりその家がその場所ということではございません。

今後、現地を見てということで、土羽あたりは住宅は建てずに駐車場になったりという変更がございますので、あくまでもそれは参考図ということで、ご理解していただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂悦朗君）今、これを参考にとということで言われました。これは、今の仮設住宅と何か似通ったような感じに今なっているわけです。というのは、駐車場は駐車場です。それと、一戸一戸の横に駐車場があるわけではないものですから、高齢者それと障害を持った方々、この人たちに優しいつくりかなと。大変厳しいんじゃないかなと。

要するに、何でもかといったら、今仮設住宅を見られたら、狭いところに軽乗用者とか入れておられるわけですね。そうすると、今後そういうふうなトラブルが出てこないかなと。これ、条例でつくっても住まれる方からすると、雨が降ったりすれば、やはり自分の近くまで、今の近くまで行っておろしてしないといかんというふうになると思うんです。

それと、1世帯2台ずつ考えていると。1台は今のよう状況で置かれてもいいんですが、本来であれば1台ぐらいはやはり自分の家の横に置きたいんじゃないかなというふうにするんです。そういう話も今までの仮設の中でもそういう話を聞いているんです。

だから、今回はこういうふうにしてつくられておりますが、これ長くそこに住まれるわけですから、そこ、仮設と違って長く住まれるわけです。そうしたら、今から先、ここに住まれる方が高齢者の方がかなりふえてくるから、余計今度高齢者ばかりになって、余計そういうのが必要じゃないかなと。近くにやはり駐車場がないと困るんじゃないかなというふうな思いもしております。そういう面はどのように考えておられるか。

また、障害者の方々のための設備、そういうものも考えておられるのか、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）今、先ほど図面を見ながら45戸と12戸という話をされましたけれども、ご存じのように、種馬所、どんぐり山、通称あそこで大体1万から超える面積がございますけれども、そちらの中に45戸と

というのは非常に厳しい状況の中で、ある程度の集約をさせたところで駐車場、それと道路だったり、これを各個人の各戸に、災害公営住宅を建てるんですけども、各戸のところまで車が行けるようにしますと、その分の道路にほとんど敷地をとられてしまいます。ということになりますと、45戸も建設が難しいんじゃないかなというふうに考えておりますので、それと先ほど申し上げましたけれども、あそこちょっと高台に、東側ですか、高台になっておりまして、やはり土羽関係がございまして、そちらのほうにはどうしても家を建てるのがちょっと困難でございまして、そちらのほうは駐車場をある程度計画しながら、やはり全体的な配置を計画しております。

高齢者にという話でございませけれども、歩いて100mも200mもあるわけではございませぬし、各家ででもあるかと思ひますけれども、家から比べると確かに不便かもしれませぬけれども、各個別の住宅からすれば、そこを二、三十mぐらいのところの一応駐車場は設けておりますので、できますなら耐えられる方についてはご理解をしていただきたいというふうに思っております。

先ほども、前回も説明させていただきましたんですけども、できるだけ、仮設も一緒なんですけれども、お年寄りの方、または障害者の方々にはそれぞれ優先的に駐車場の近い場所だったり、そういった配慮をしながら検討していくということで、我々は今後考えていっておりますので、その辺はご理解していただきたいというふうに思っております。

万全が、皆プライバシーだったりそういったものをするのが一番望ましいんですけども、限られた敷地内の中でこういった配置を考えておりますので、どうかご理解をしていただきたいというふうに思っております。以上でございませぬ。

障害者の方については、それぞれ対応しながら、先ほど申し上げましたように保健衛生課あたりとも相談しながら、その辺は十分検討しながら、家は戸建てではございませぬけれども、配慮したところで全部を一斉にするわけじゃございませぬけれども、そういった戸建ての部分については改良できる分については改良していきたいというふうに考えおりますので、よろしく願ひいたします。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今、障害者の方々が住みやすい、また高齢者の方が住みやすいという住宅をつくってもらいたいというふうに思っているわけですが、どこでも団地、県にしても市にしても団地がありますけれども、障害者向けの家というのは必ず何か所かつくってあります。なぜかといったら、そういう人たち車椅子とかそういうものが入らなければ、そこには住めないということですから、そういうものも考えて、それとトイレにしても、車椅子でおられる方が要するにトイレに行けるようなそういうのもつくっておか

なくてはならないというふうに思います。それは、やはり45戸ありますので、その中の幾つかはやっぱりそういうのを考えてつくって、もし申し込みがあれば、そういうのを考えてつくっておかなくてはならないなというふうに思いますが、その点はどのように考えておられますか。

○議長（宮田勝則君）復興課長。

○震災復興推進課長（高本孝嗣君）戸建ての家の中については、バリアフリー関係で車椅子を想定したところで、やはり風呂も一緒なんですけれども、やっぱり体がお年寄りが動けなくなったり、脱衣所できちっと着がえができるような形で配慮をしながら、そういったところは取り決めております。ただ、玄関については全てが車椅子というのはちょっと建設費もかさばりますので、その辺のところは先ほど申し上げましたように、要車椅子の方についてはやっぱり最初からそのような形をつくっていきたくと。全てを車椅子という想定じゃなくて、その辺は先ほども申し上げましたように、ある程度考慮しながら、必要などころには設置していくと。最初からそれを前提としてしてしまいますと、かえって逆に不便になるところもございますので、その辺はご理解していただきたいと、必要などころの分だけは、当初は計画していくということでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今答弁がありました。

私も、これ全部しろというわけじゃないんです。要するに何カ所かそういうものをつくっておかないといけませんよということを今質問したわけです。そういうことで、いろいろ考えて高齢者、また障害を持った方々がそこで住んで、ああ、よかったなというようなそういうふうな設備にしてもらいたいというふうに思います。

それと、次いいですか。もう一件も、先ほど用水路の件がありました。私たちの地域もその用水路がちょうど集落の中を通って今いるわけですが、うちは防火水槽がないんですよ。そういうところで、今一番やっぱり心配されているのが火事なんです。火事があったときにはどうしようもない。今回出している中では、防火水槽をつくるようにということで、うちは出しておりますけれども、家を建てるその後の水路がいつになるのかわからない。それで家を建ててかなりのやっぱり心配されるんじゃないかなというふうに思っております。

先ほど国土交通省が、要するにまだつくれないところがあるということですが、やはり自分たちの集落内、要するに流れている集落内の、今土砂が入ったりしていますので、そこらあたりを先にやっけてもらえれば、上のほうが通るようになればできるんじゃないかなというふうに思っております。

だから、なるべく早目にめどをつけてもらいたい。やはり風当から畑、万徳に通っておりますこの用水路は、消防もそれを利用して今までやっており

ますので、そこらあたりはやはり考えてもらいたい。その点どのように考えておられますか。

○議長（宮田勝則君）建設課長。

○建設課長（吉田光範君）今のご質問についてですが、私も防火水槽がわりにされているということは聞いております。先ほども申しましたように、うちのほうも村の持ち物じゃなくて土地改良さんの持ち物でありまして、土地改良との調整をしました上で、早目に取りかかりたいと思いますが、今の現状を見ますと業者さんも手いっぱい、なかなかすぐすぐというわけにはいかない状況もあります。

なるだけうちのほうも流せる状況をつくりたいと思いますが、流す判断につきましては、土地改良さんのほうと調整をしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）9番、桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）なかなか予定というか、工程的にいつまでということはなかなかできないかもしれません。家を建てるのが先ということで今進んでおられますので、それはもう、それをやってもらうのが一番なんですが、しかし、生活していく上ではそういうものに対してもやってもらいたい。

それと先ほど蚊が多いと言われましたけれども、本当に蚊が多いです。夏場になれば、要するに今使っておられる水が全部たまっているんですね。たまっているものですから、蚊が物すごくふえているんです。そういうものも考えていかななくてはならないのかなと。

なるべく早くめどをつけてもらって、やってもらえるようお願いしたいというふうに思います。

もう一件いいですか。

○議長（宮田勝則君）はい、どうぞ。

○9番議員（桂 悦朗君）それでは、16ページにありますけれども、農業次世代人材資金として570万円ほどついておりますけれども、これ4名の方がこれを使って今しているということなんですが、地元の西原村の方じゃなくて、これ村外の方がこれをされているのか。まずそこをちょっとお聞きしたいんです。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）農業次世代人材投資資金でございます。これは、旧青年就農給付金でございます。今受給者は全部で20名おります。そのうちの4名の方が今年度新規に就農されたということで、補正で対応させていただくということでございます。

この4名も含めて20名全員西原村の方でございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）桂君。

○9番議員（桂 悦朗君）今20名の方が、若い人たちがそういうふうにして継

いでやってもらえるというのは、西原村の農業に対してはすごくいいことだというふうに思います。

今高齢化して、農地もかなりあいてきている。それと今回の地震で農地をもう手放すというか、要するにもう放棄している方々もかなり多くなってきていると思うんです。こういう方々の農地をいかに生かしていくのか。これもこの西原村の農業の発展じゃないかなというふうに思います。その点についてはどのように今考えておられるか、ちょっとお聞きします。

○議長（宮田勝則君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）農地の有効利用等についてのお尋ねということによるしゅうございますか。

農地につきましては、農地管理公社というのがございまして、これが非常に数年前設立されてから活発な活動をされているところです。設立当初は西原村でも中間管理機構の利用はほとんどなかったんですが、今かなり中間管理機構の利用がふえております。ただどうしても、中間管理機構のほうで借り主を探してということまでは難しいようでございますので、村の農業委員会のほうが間に入りまして、借り主を探したりとかいうようなことで、この中間管理事業を行っている。

特に今年度、さきの議会でご承認いただきました、新しく推進委員さんを設置いたしました。この方々にはその辺の一翼を担っていただくということで、さらにこの中間管理機構の利用がふえていくんじゃないかなというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）桂君。

○9番議員（桂悦朗君）西原村は第一次産業として農業を掲げておるわけですから、西原村の農業がこの熊本市から見たら西原村の産物を求めてかなりの方が来られているわけですから、農地をきちんと生かしてきちんとした農業をやってもらえるように、今後進めていってもらえれば、西原村の農業が周りの人たちが西原村はすごいなと、変わったなと。今回の地震をチャンスに持っていってもらって、そして西原村の農業の発展をやってもらいたい。

それと、若い人たちにやはり来てもらいたいというのもあるんですよ。農業をしたいという人たちも今おります。それと、定年して自分は農業したいんだけどもという人もおりますので、そういう人たちをいかに生かしていくか、それもやはり西原村の特徴というものになってくるような、そういう取り組みを今後やってもらいたいというふうに思います。よろしく願いしておきます。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

4番議員、中西義信君。

○4番議員（中西義信君）4番、中西です。

先ほど税務課長から固定資産の減免等の話が何かありましたけれども、も

とも新築をされた場合、固定資産の減免があったと思うんですけども、今回災害等でまた別枠で出るという話を先ほど伺いましたけれども、そこら辺の整合性というのはどうなるのか。

○議長（宮田勝則君） 税務課長。

○税務課長（佐藤光弘君） 今、中西議員がおっしゃられたのは、新築住宅の軽減のことだというふうに思いますので、まずは新築住宅の軽減についてご説明して、次に災害の軽減ということでご説明させていただきたいと思います。

新築住宅をしますと、120㎡分の2分の1は新築住宅の特例ということで、減免が半額、3年間あります。その120㎡を超えた分についてはありませんので、そこで課税標準額が決定いたします。その課税標準額のさらに2分の1を4年間、ですから片一方は3年間、片一方は4年間ですので、3年間は120㎡以下だとすれば、概略ですけれども4分の1にはなると。2分の1掛けるまた2分の1になりますので。ただし、120㎡を超えた分については、先ほど堀田議員のほうに説明したような内容になりますので、若干違ってくるといことになります。4年目については、災害の特例ですかね。熊本地震に係る固定資産税の特例のみという形になります。以上です。

○議長（宮田勝則君） 中西君。

○4番議員（中西義信君） 了解しました。

2つも出れば、どちらか1つがだめになるのかなと思ひまして、両方あって、新しく建てる方に少しでも有利になればそれでいいと思います。

○議長（宮田勝則君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第51号、平成29年度西原村一般会計補正予算（第5号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君） 全員起立であります。

よって、議案第51号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 11時56分）

（午後 1時00分）

○議長（宮田勝則君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第2、議案第52号、平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第

2号)についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

(保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明)

○保健衛生課長(藤吉昌也君) それでは、議案第52号についてご説明いたします。

議案第52号、平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)。

平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億3万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いしたいと思います。歳入につきまして説明いたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目4事業費補助金37万8,000円の増額補正であります。これは介護保険制度の改正に伴います国庫補助であります。事業費の2分の1が補助金として交付されます。

続きまして、7ページをお願いします。

歳出でございます。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費28万2,000円の増額補正です。主な内容としましては介護保険計画のパンフレット印刷代、法改正に伴いますシステムの改修委託料でございます。

款3地域支援事業費、項4地域包括支援センター管理費、目1一般管理費5万4,000円の増額補正でございます。包括支援業務システム入れかえに伴います作業手数料でございます。あとは予備費に4万2,000円の増額補正をさせていただいております。

以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長(宮田勝則君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

1番議員、堀田直孝君。

○1番議員(堀田直孝君) 1番、堀田です。

今回の補正、多分第7期の事業計画業務がメインと思われませんが、この介護保険事業計画を策定するに当たり、今策定委員会というのは何回ぐらい行われ、大体どのくらい決まったか。要は皆さん一番気になる保険料なんですけれども、その保険料が大体第5期、平成24年から平成26年が一般、階層別で第1被保険者の保険料が月額4,300円ございました。

第6期は私が担当係長として携わっておりますが、平成27年から平成29年、今年度までが月額5,400円。今策定委員会の中で、これ非常に難しいんです

ね。3年間もう保険料が変えられないということで、これからの高齢者の推移、そのあたりを勘案しながらつくるべきところですが、そのあたりの第7期の保険料がどのくらいになったか、なりそうか、もう大体なったか、そのあたりをお尋ねしたいと思います。

○議長（宮田勝則君）保健衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）今の進捗状況でございますが、議員さんで桂委員長のほうを中心に、今計画の協議会のほうを2回ほど開かせていただいております。3回目を今月に開く予定でしたが、ちょっと今、堀田議員のほうから言われましたとおり、保険料の算定は非常に難しゅうございます。

やはり言われたとおり3年の計画を入れないといかんと。この震災でやっぱり給付額が伸びていると。そのあたりを鑑みて、それと補助金がどれだけ入ってくるのか、そのあたりの今試算をやっているところでございます。

今はまだ仮試算で、大体2,000円から2,500円を今出しております。ただそれだけ負担をやっぱり被保険者に求めるわけですので、そのあたりはやっぱり十分協議させていただきたいと思います。そのあたりは議員さんのほうにも十分ご説明をさせていただいて、ご理解をいただきたいというふうには思っております。

あと被保険者の推移につきましても出しております。今被保険者はいわゆる1号被保険者が10月末現在で1,941名でございます。大体年間60から70人程度はふえていくだろうというふうに今予測はしております。

そういうことで、そのあたりの年齢構成あたりも十分踏まえて、1月には第3回の協議会のほうを開催するようにしておりますが、そのあたりは今後本当に慎重に保険料のほうは算定していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮田勝則君）1番、堀田君。

○1番議員（堀田直孝君）今、藤吉課長の答弁の中に、被保険者が1,941名ということですがけれども、やはり介護保険料を上げるも下げるも、やはり包括支援センターの力というのが大変なウエートを占めていると思います。

その中で、この被保険者が2,000名以上になると、包括支援センター、3職種の専門員が必要というふうにならざるを得ない。今の数字からいくとあと59名で2,000名。もう当然ながらその3職種を入れなければならない。その中で、今包括支援センターは中野さんが介護専門員ということと、中村君のほうが社会福祉士ということで、専門が2人。もう残った保健師、これの採用をもう準備していかないと、今うちの村の職員状況もそうなんですけれども、保育園の保育士もなかなか集まらないような状況の中に、この専門職の採用、このあたりをどう考えられているか。

この間までは阿蘇広域の湯の里荘の保健師さんが来られていたかと思いますが、そのあたりは今後村の保健師を回すのか、それかまた新たに採用する

のか、そのあたりのお考えはどのようになっておりますでしょうか。

○議長（宮田勝則君）衛生課長。

○保健衛生課長（藤吉昌也君）お答えいたします。

今、堀田議員が言われるとおりに、おおむねという言葉がついておりますが、おおむね2,000人以上になったときには保健師等を1名、社会福祉専門員が1名という形をとるということになっております。

保健師ということで保健師に準ずる者ということで、地域や地域保健等に関する経験のある看護師でもいいということになっております。そのあたりで、そのあたりうちのほうも考えておりますし、今社協のほうとも協議しております。実際、社協のほうには誰かいないかということで、そのあたりの募集もお願いしているところでございます。

そのあたりは十分今後も協議いたしまして、やはりセンターの業務が大変というのは私たちも十分わかりますので、そのあたりにつきましては今後今以上に検討をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（宮田勝則君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第52号、平成29年度西原村介護保険特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第52号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第53号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 藤吉昌也君 登壇 説明）

○保健衛生課長（藤吉昌也君）議案第53号についてご説明いたします。

議案第53号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,226万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,351万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

6ページをお願いしたいと思います。歳入についてでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目3療養給付費繰入金1,226万1,000円の増額補正でございます。

これは一般会計の補正予算でもありましたが、平成28年度後期高齢者医療療養給付金の負担額の確定による増額補正でございます。一般会計から繰り入れをいただいております。

次、7ページをお願いいたします。

歳出でございます。款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金1,226万2,000円でございます。

これも歳入をそのまま納付金として納めます。平成28年度の確定に伴います増額補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議方お願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第53号、平成29年度西原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第53号は原案どおり可決されました。

日程第4、議案第54号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）議案第54号についてご説明いたします。

議案第54号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億275万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年12月12日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の補正につきましては、熊本県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給与月額、勤勉手当等の改定を行うものでございます。

主な内容としましては、4ページをおあけください。

歳入につきましては補正はございません。

次に、6ページをお願いいたします。

歳出でございます。歳出目1の業務費の給料、職員手当等、共済費を合計で11万6,000円の増額補正でございます。それに伴いまして目1予備費を11万6,000円減額補正しております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第54号、平成29年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第54号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第55号、平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 吉田光範君 登壇 説明）

○建設課長（吉田光範君）議案第55号についてご説明いたします。

議案第55号、平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）、西原村。

1ページをお願いいたします。

平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、平成29年度西原村工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

平成29年12月12日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

今回の補正につきましては、熊本県人事委員会の職員の給与改定に関する勧告に鑑み、職員の給与月額、勤勉手当等の改定を行うものでございます。

主な内容としましては、2ページをお願いいたします。

収入でございます。収入につきましては補正はございません。

次に3ページをお願いいたします。

支出につきましては、項1 営業費用、目3 総係費の給料、手当、法定福利費負担金を合計で9万円の増額補正。それに伴いまして項4 予備費、目1 予備費を9万円減額補正しております。

以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（宮田勝則君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（宮田勝則君）討論なしと認め討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第55号、平成29年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（宮田勝則君）全員起立であります。

よって、議案第55号は原案どおり可決されました。

日程第6、発議第6号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出についてを議題とします。

内容の説明を提出者、林田直行君に求めます。

（8番議員 林田直行君 登壇 説明）

○8番議員（林田直行君）8番、林田でございます。

それでは、発議文を読み上げます。

発議第6号、平成29年12月15日、西原村議会議長、宮田勝則様。

提出者、西原村議会議員、林田直行。

賛成者、西原村議会議員、山下一義、賛成者、西原村議会議員、西口義充、賛成者、西原村議会議員、村上高志。

道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり西原村議会会議規則第14条第1項及び第2項

の規定により提出します。

提出の理由としまして、熊本震災からの一日も早い復旧・復興を果たし、安全・安心でより一層生活しやすい、住民が誇りと夢を抱ける村を実現するために、道路事業の十分な予算確保及び交付金事業の補助率等のかさ上げ措置をさらに継続する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

次をお開きいただきます。

道路事業予算の総額確保等に関する意見書。

西原村は、熊本市を中心とする熊本都市圏の東に位置し、熊本中心部から30分、観光地阿蘇へのアクセスが容易である地理的条件により、定住人口増が進む中で、「みんなに愛され、みんなが憧れる にしはらむら」を目指し、暮らしやすさを高めるため、快適で安全な生活環境づくりや道路交通網の充実に努めてきました。

そのような中、平成28年度に発生した熊本地震により道路網が遮断され、地域の復旧・復興活動から日常生活や産業活動に至るまで広範囲に影響がおよび、道路の必要性を改めて認識させられたところです。

国のご尽力により、県道熊本高森線（俵山トンネルルート）を早期に復旧・開通していただいたことは、地域住民の安心・安全はもとより、本村の復興へ大きな弾みとなり、厚く御礼申し上げます。

本村が一日でも早く震災から復旧・復興を果たし、安全安心でより一層生活しやすい、住民が誇りと夢を抱ける村を実現するためには、幹線道路網の再整備とともに、生活に密着した安全で優しい道路整備、老朽化した道路施設の適切な維持管理が必要となります。

このため、国におかれては、本村の実情を十分考慮いただき、迅速かつ着実な道路整備を推進し、国民の安心・安全を確保できるよう必要な道路事業予算を安定的かつ十分に確保するよう強く要望いたします。

また、平成29年度までの時限措置となっている「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定による交付金事業の補助率等が嵩上げされている措置についても、財政の厳しい地方自治体に影響のないよう、平成30年度以降も引き続き継続するよう併せて強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日、西原村議会議長、宮田勝則。

衆議院議長、大島理森様。

参議院議長、伊達忠一様。

内閣総理大臣、安倍晋三様。

財務大臣、麻生太郎様。

国土交通大臣、石井啓一様。以上です。

○議長（宮田勝則君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入りま

す。提出者及び執行部に何か質疑はございますか。

(「質疑なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。自席に帰ってください。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(宮田勝則君) 討論なしと認め討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

発議第6号、道路事業予算の総額確保等に関する意見書の提出について、原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(宮田勝則君) 全員起立であります。

よって、発議第6号は原案どおり可決されました。

日程第7、組合議会等の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いいたします。

1番議員、堀田直孝君。

(1番議員 堀田直孝君 登壇 報告)

○1番議員(堀田直孝君) 1番議員、堀田です。

益城、嘉島、西原環境衛生施設組合より報告いたします。

平成29年9月27日から9月30日の4日間で新焼却炉建設を踏まえた視察研修を、益城町長の西村組合長初め組合議員6名、各町村担当者を含む11名により、北海道の斜里町のエコクリーンセンターみらいあーる、紋別市の西紋別地区広域ごみ処理センター、歌志内市の中・北空知エネクリーンセンター、岩見沢市のいわみざわ環境クリーンプラザの視察研修を行いました。

視察を行いました4つの施設はそれぞれ特徴があり、一般ゴミを細かく碎き高温圧縮処理をすることによるバイオ燃料化する循環方式の施設、施設スペースをコンパクトにした縦型ストーカ炉方式を採用し、屋根で覆われた最終処分地を有したり、また余熱を利用した設備で蒸気タービンで発電を行い、発電効率を上げている施設、中にはリサイクル意識の普及向上を目指し、ごみ減量化に力を入れている施設と、多種多様な施設の視察を行うことができました。

この施設の全てが好調に稼働しているかというところではなく、最初の構想とはほど遠くうまく稼働していない施設、北海道の広大な施設であるからこそできる施設と、当組合で新たな施設建設に対して課題が発見できた視察でありました。

以上、益城、嘉島、西原環境衛生施設組合視察研修の報告を終わります。

○議長(宮田勝則君) ただいま報告が終わりましたが、報告者に何かお尋ねはございませんか。

(「なし」の声)

○議長(宮田勝則君) お尋ねがないようですので自席に帰ってください。

ほかに報告はございませんか。

9番議員、桂悦朗君。

(9番議員 桂悦朗君 登壇 報告)

○9番議員(桂悦朗君) 9番議員、桂です。

阿蘇広域行政事務組合の報告をいたします。

11月1日に、平成29年第4回の阿蘇広域行政事務組合議会定例会が開催され、承認3件、認定4件、そして議案3件が上程され審議されました。

承認3件につきましては、平成29年度特別養護老人ホームみやま荘、養護老人ホーム湯の里荘の特別会計補正予算、それに熊本市町村総合事務組合規約の一部変更の専決処分の承認については、全て全員賛成で承認されました。

次に認定4件について。

まず、平成28年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入が34億8,031万9,000円で、前年度に比べまして3億7,130万8,000円減となっております。本村の負担金としましては5,392万8,000円で、前年度に比べますと32万4,000円の増となっております。歳出につきましては33億2,170万1,000円、前年度に比べますと4億3,719万6,000円の減となっております。歳入歳出減につきましては、消防救急デジタル無線及び高機能消防指令センター整備事業が、平成27年度をもって完了しましたので、それが主な要因となっております。この一般会計決算につきましては、全員賛成で認定されました。

次に、平成28年度養護老人ホーム湯の里荘特別会計決算につきましては、歳入1億9,194万6,000円で、前年度比5,064万5,000円の増となっております。本村の負担金は2,153万円で、前年度比811万8,000円の増となっております。

歳出につきましては、1億9,029万5,000円で、前年度比5,581万3,000円増。この増になっている要因としましては、施設建設用地を購入するために大幅に増となりました。

湯の里荘の移転先の進捗状況につきまして報告したいというふうに思います。

現在、基礎の枠組みをしている状況であります。完成は平成30年3月の予定となっておりますが、工期が予定よりおくられているため、5月以降になるのではないかなというふうに言われております。

それと、特別養護老人ホームみやま荘の特別会計、阿蘇ふるさと市町村圏特別会計、この平成28年度の特別会計歳入歳出決算の3件につきましても、全員賛成で認定されております。

阿蘇ふるさと市町村圏特別会計につきましては、平成28年度をもちまして廃止となりました。

次に、議案3件につきましては、平成29年度一般会計補正予算、それと特

別養護老人ホームみやま荘特別会計補正予算、それと養護老人ホーム湯の里荘特別会計補正予算の3件になっております。これにつきましても全員賛成で可決されました。

以上が、今回の第4回阿蘇広域行政事務組合議会定例会の報告になります。これで報告を終わります。

それと、次に視察研修の報告をしたいというふうに思います。

11月20日から22日までの2泊3日で、沖縄県的那覇・南風原クリーンセンター、そして南部広域行政事務組合、ここは被覆型一般廃棄物最終処分場の視察研修をいたしました。

まず、沖縄県的那覇・南風原クリーンセンター、これは那覇市南風原町の市民、町民が排出するごみを適切に処理し、環境に優しい資源、エネルギー還元施設として、ごみ焼却処理施設そして破碎選別施設、それと発電設備を備えた新しいごみ処理施設として、平成18年4月に本格稼働されていまして。

施設の主な特徴としましては、資源物の再利用。これは先ほど言いましたように破碎選別設備で、アルミ、鉄を選別し、回収し、資源として再利用しているということでございます。それと、最終処分量の削減をするために、焼却灰を灰溶融炉で溶かしてスラグを生成し、道路資材に再利用し、最終処分量を減らしているということでございました。

また、廃棄物発電施設で発電した8,000kWの大体約60%を、施設内の電気を全て賄い、また還元施設である環境の杜ふれあいにも供給しているということでございました。余りの電気は電力会社に売電しており、売電料としては大体1億円ぐらいあるそうです。

これは先ほど堀田議員が言われましたように、益城、嘉島、西原でも次は6町村で考えておられるということで、私たちもこれはいい勉強になったなというふうに思っております。

次に、南部広域行政事務組合、ここは被覆型一般廃棄物最終処分場を視察研修しました。

南部広域行政事務組合は、島尻環境美化センター跡地を利用した被覆型一般廃棄物最終処分場を建設中でした。屋根つきで、大体体育館の広さぐらいですかね。そこを15mほど掘って、そこを今建設中であります。そこに廃棄物を埋めてするというやり方です。それが被覆型廃棄物処分場。

これは管理された閉鎖空間内で、受け入れた廃棄物の環境負担を低減するような処理、また貯蔵する施設でございます。屋根及び人工盤等で埋立地を覆うことにより埋め立て廃棄物の飛散や雨水の流入を防ぎ、景観や地域環境に調和し、また悪臭・騒音の発生を抑制し、浸出水を処理し、環境への影響を低減するような施設となっております。

近年、処分場の周辺環境への影響を最小限に抑えてくれということで、地域の住民や環境との調和を図るために社会的なそういう要請がございます。

それでオープン型に対して被覆型処分場というのが提案され、採用されるケースが最近ふえているということで、この施設を研修させていただきました。

今後、阿蘇広域におきましても、最終処分場の現在、乙姫最終処分場がございますが、その後の処分場を見据えて今回の研修となりました。以上でございます。

○議長（宮田勝則君）ただいま報告が終わりましたが、報告者に何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）ないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（宮田勝則君）ないようでしたら、これで組合議会等報告を終わります。日程第8、委員会の閉会中の継続調査申出についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申し出に従いまして、議会運営委員長、上野正博君、総務福祉常任委員会委員長、桂悦朗君、産業教育常任委員会委員長、林田直行君、以上の方から申し出がっております。

事件、期限等については記載のとおりです。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程及び会期日程は全部終了しました。

これをもって閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（宮田勝則君）異議なしと認め、これをもって平成29年第4回西原村議会定例会を閉会します。

午後 1時47分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 宮 田 勝 則

8 番議員 林 田 直 行

9 番議員 桂 悦 朗